

静岡県生活環境の保全等に関する条例 平成 10 年 12 月 25 日 静岡県条例第 44 号 最終改正 令和 6 年 10 月 25 日 静岡県条例第 45 号	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則 平成 10 年 3 月 12 日 静岡県規則第 9 号 最終改正 <u>令和 7 年 6 月 24 日 静岡県規則第 58 号</u>
静岡県公害防止条例（昭和 46 年静岡県条例第 3 号）の全部を改正する。 目次 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条） 第 2 章 県の施策（第 5 条—第 9 条） 第 3 章 工場若しくは事業場の新設又は施設の増設の協議（第 10 条） 第 4 章 大気の実地に関する規制 第 1 節 ばい煙の排出の規制（第 11 条—第 23 条） 第 2 節 粉じんに関する規制（第 24 条—第 32 条） 第 5 章 水質の実地に関する規制等 第 1 節 排出水の排出の規制（第 33 条—第 48 条） 第 2 節 生活排水対策の推進（第 49 条） 第 6 章 騒音に関する規制 第 1 節 特定工場等に関する規制（第 50 条—第 59 条） 第 2 節 特定作業に関する規制（第 60 条—第 69 条） 第 3 節 特定建設作業に関する規制（第 70 条—第 72 条） 第 4 節 生活環境の静穏の保持（第 73 条—第 76 条） 第 7 章 振動に関する規制 第 1 節 特定工場等に関する規制（第 77 条—第 86 条） 第 2 節 特定建設作業に関する規制（第 87 条—第 89 条） 第 8 章 悪臭に関する規制（第 90 条—第 98 条） 第 9 章 土壌の汚染に関する規制（第 99 条） 第 10 章 屋外における燃焼行為の制限（第 100 条・第 101 条） 第 11 章 自動車等の使用に伴う環境への負荷の低減（第 102 条—第 105 条） 第 12 章 化学物質の適正な管理の推進（第 106 条—第 108 条） 第 13 章 資源の循環的利用等の推進（第 109 条—第 112 条） 第 14 章 削除 第 15 章 雑則（第 116 条—第 119 条） 第 16 章 罰則（第 120 条—第 128 条） 附則	静岡県公害防止条例施行規則（昭和 46 年静岡県規則第 43 号）の全部を改正する。 目次 第 1 章 総則（第 1 条） 第 2 章 工場若しくは事業場の新設又は施設の増設の協議（第 2 条） 第 3 章 大気の実地に関する規制 第 1 節 ばい煙の排出の規制（第 3 条—第 9 条） 第 2 節 粉じんに関する規制（第 10 条—第 14 条） 第 4 章 水質の実地に関する規制等（第 15 条—第 22 条） 第 5 章 騒音に関する規制 第 1 節 特定工場等に関する規制（第 23 条—第 26 条） 第 2 節 特定作業に関する規制（第 27 条—第 30 条） 第 3 節 特定建設作業に関する規制（第 31 条—第 33 条） 第 4 節 生活環境の静穏の保持（第 34 条—第 38 条） 第 6 章 振動に関する規制 第 1 節 特定工場等に関する規制（第 39 条—第 42 条） 第 2 節 特定建設作業に関する規制（第 43 条—第 45 条） 第 7 章 悪臭に関する規制（第 46 条—第 48 条） 第 8 章 屋外における燃焼行為の制限（第 49 条） 第 9 章 自動車等の使用に伴う環境への負荷の低減（第 50 条） 第 10 章 雑則（第 52 条—第 54 条） 附則

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、静岡県環境基本条例（平成8年静岡県条例第24号。以下「環境基本条例」という。）第3条に定める基本理念にのっとり、公害の防止のための規制、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「生活環境の保全等」とは、公害を防止すること、事業活動及び日常生活における環境への負荷を低減することその他大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康を保護するとともに生活環境を保全することをいう。 2 この条例において「環境マネジメントシステム」とは、事業者が、自主的にその事業活動に係る環境の保全に関する方針を策定し、目標を設定し、並びに計画を作成し、及びこれを実行し、並びに環境監査によりその実行状況を点検して方針等を見直す一連の手続をいう。 (事業者等の責務) 第3条 事業者、県、市町及び県民は、環境基本条例第3条に定める基本理念にのっとり、それぞれの立場において生活環境の保全等を図るように努めなければならない。 2 事業者は、生活環境の保全等を図るため、環境マネジメントシステム等を導入することにより、環境への負荷の継続的な低減に努めなければならない。 3 事業者は、工場又は事業場を新設し、又は増設する場合は、生活環境の保全等に関し、県又は市町と協定を締結するように努めなければならない。 (一部改正〔平成19年条例44号〕) (県と市町との関係) 第4条 県は、生活環境の保全等に関する施策のうち、主として広域にわたる施策、統一的な処理を必要とする施策及び市町において処理することが困難な施策の策定及び実施並びに市町の行う生活環境の保全等に関する施策の総合調整に当たるものとする。 2 県は、市町的生活環境の保全等に関する施策が十分に行われるように、技術的な助言その他の援助を行うように努めるものとする。 3 県は、市町の行う生活環境の保全等に関する苦情の処理が迅速かつ円滑に行われるように協力するものとする。	第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規則は、静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成10年静岡県条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
(一部改正〔平成 19 年条例 44 号〕) 第 2 章 県の施策 (排出等に関する規制) 第 5 条 知事は、生活環境の保全等を図るため、事業者等の遵守すべき基準を定める等により、大気汚染等（事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭をいう。以下同じ。）の原因となるものの排出等に関する規制の措置を講じなければならない。 (土地の利用等に関する措置) 第 6 条 知事は、生活環境の保全等を図るため、土地及び水の利用に関し必要な措置を講ずるものとする。 (汚染状況等の監視) 第 7 条 知事は、大気汚染等による環境汚染状況を常時監視し、及び工場又は事業場のばい煙等（第 11 条第 1 項に規定するばい煙、第 24 条第 1 項に規定する粉じん、汚水、廃液、騒音、振動及び悪臭をいう。以下同じ。）の発生状況を監視しなければならない。 (事業者等に対する助成等) 第 8 条 知事は、事業者等が行う生活環境の保全等のための施設の整備等について、必要な金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるように努めるとともに技術的な指導を行うものとする。 (公表) 第 9 条 知事は、県内における生活環境の保全等に関する状況を公表しなければならない。 第 3 章 工場若しくは事業場の新設又は施設の増設の協議 第 10 条 次条第 2 項に規定するばい煙発生施設、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設、第 33 条第 2 項に規定する特定施設又は水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する特定施設（以下この条において「施設」という。）を設置する工場又は事業場で、規則で定めるもの（以下「事前協議対象工場等」という。）を新設しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その新設に係る事業計画における環境への配慮事項について知事に協議しなければならない。	第 2 章 工場若しくは事業場の新設又は施設の増設の協議 第 2 条 条例第 10 条第 1 項の規則で定める工場又は事業場は、次のいずれかに該当する工場又は事業場とする。 (1) ばい煙発生施設又は大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設を設置する工場又は事業場であつて、当該施設において発生し、排出口から大気中に排出される次条に掲げる物質を含む排出ガスの量の合計が、温度が零度であつて、圧力が 1 気圧の状態に換算した状態で毎時 1 万立方メートル以上のもの (2) 条例第 33 条第 2 項に規定する特定施設又は

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
2 現に工場若しくは事業場を設置する者が施設を増設することによりその工場若しくは事業場が事前協議対象工場等となる場合又は事前協議対象工場等を設置する者が施設を増設する場合（規則で定める場合を除く。）も、前項と同様とする。 3 知事は、前2項の規定による協議があった場合において、生活環境の保全等のために必要があると認めるときは、その協議をした者に対し、当該事前協議対象工場等の周辺の地域における生活環境の保全等のために必要な措置を指示することができる。 4 知事は、環境マネジメントシステムを導入している者で規則で定める基準に適合するものに対し、第1項又は第2項の規定による協議を免除することができる。	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場であって、当該工場又は事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量が2,000立方メートル（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条に掲げる物質を含む排出水にあっては、その量が50立方メートル）以上のもの 2 条例第10条第1項又は第2項の規定による協議は、当該工場若しくは事業場の新設又は施設の増設の工事の開始の日の90日前までに様式第1号による協議書によってしなければならない。 3 条例第10条第1項又は第2項の規定により協議しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 公害等の抑制に関する配慮 (2) 指定化学物質の適正な管理に関する配慮 (3) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に関する配慮 (4) 環境マネジメントシステム等の導入に関する配慮 4 条例第10条第2項の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。 (1) 第1項第1号に規定する事前協議対象工場等にあつては、ばい煙の種類ごとに排出口から大気中に排出される量の合計が増加しない場合 (2) 第1項第2号に規定する事前協議対象工場等にあつては、条例第33条第2項各号に掲げる物質又は項目ごとに排出される量が増加しない場合 5 条例第10条第4項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 事前協議対象工場等が、日本産業規格（以下「規格」という。）Q14001 その他国際標準化機構14001に基づく環境マネジメントシステム又は環境省が定めた環境活動評価プログラム（エコアクション21）に基づく環境マネジメントシステムを構築し、実施しているものとして、それぞれの審査登録機関に登録されていること。 (2) 事前協議対象工場等において、次に掲げる法令に基づく行政処分を3年以内に受けていないこと。 ア 大気汚染防止法 イ 水質汚濁防止法 ウ 騒音規制法（昭和43年法律第98号） エ 振動規制法（昭和51年法律第64号） オ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号） カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） キ ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号） ク 条例 6 条例第10条第4項の規定により協議の免除を

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
第4章 大気の保全に関する規制 第1節 ばい煙の排出の規制 (定義) 第11条 この節において「ばい煙」とは、次に掲げる物質をいう。 (1) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物 (2) 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん (3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、^{ふつ}弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第1号に掲げるものを除く。）で規則で定めるもの 2 この節において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。 （一部改正〔平成12年条例69号〕） (排出基準) 第12条 排出基準は、ばい煙発生施設において発生するばい煙について、規則で定める。 2 前項の排出基準は、前条第1項第1号のいおう酸化物（以下「いおう酸化物」という。）にあっては第1号、同項第2号のばいじん（以下「ばいじん」という。）にあっては第2号、同項第3号に規定する物質（以下この節において「有害物質」という。）にあっては第3号に掲げる許容限度とする。 (1) いおう酸化物に係るばい煙発生施設において発生し、排出口（ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。）から大気中に排出されるいおう酸化物の量について、規則で定める地域の区分ごとに排出口の高さ（規則で定める方法により補正を加えたものをいう。）に応じて定める許容限度 (2) ばいじんに係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に	受けようとする者は、当該工場若しくは事業場の新設又は施設の増設の工事の開始の日の90日前までに様式第2号による届出書に前項第1号に規定する審査登録機関に登録されていることを証する書面を添付して、知事に提出しなければならない。 （一部改正〔平成12年規則58号・18年2号・令和元年4号〕） 第3章 大気の保全に関する規制 第1節 ばい煙の排出の規制 (有害物質) 第3条 条例第11条第1項第3号の規則で定める物質は、次に掲げるとおりとする。 (1) カドミウム及びその化合物 (2) 塩素及び塩化水素 (3) ^{ふつ}弗素、^{ふつ}弗化水素及び^{ふつ}弗化^{けい}珪素 (4) 鉛及びその化合物 (5) 窒素酸化物 (ばい煙発生施設) 第4条 条例第11条第2項の規則で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。 (排出基準) 第5条 条例第12条第1項の規定による排出基準は、別表第2に掲げるとおりとする。 2 条例第12条第2項第1号の規則で定める地域の区分は、別表第2の1の付表に掲げるとおりとする。 3 条例第12条第2項第1号に規定する排出口の高さの補正は、別表第2の1の注(3)に規定する算式によるものとする。

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
含まれるばいじんの量について、施設の種類及び規模ごとに定める許容限度 (3) 有害物質に係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類及び施設の種類ごとに定める許容限度 (ばい煙発生施設の設置の届出) 第 13 条 ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) ばい煙発生施設の種類 (4) ばい煙発生施設の構造 (5) ばい煙発生施設の使用の方法 (6) ばい煙の処理の方法 2 前項の規定による届出には、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量（以下「ばい煙量」という。）又はばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじん若しくは有害物質の量（以下「ばい煙濃度」という。）及びばい煙の排出の方法その他規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。 (経過措置) 第 14 条 一の施設がばい煙発生施設になった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしてる者を含む。）であってばい煙を大気中に排出するものは、当該施設がばい煙発生施設となった日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、前条第 1 項に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。 (ばい煙発生施設の構造等の変更の届出) 第 15 条 第 13 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 13 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 2 第 13 条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。 (計画変更命令等) 第 16 条 知事は、第 13 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準に適合	(ばい煙発生施設の設置等の届出) 第 6 条 条例第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の規定による届出は、様式第 3 号による届出書によってしなければならない。 2 条例第 13 条第 2 項（条例第 14 条第 2 項及び第 15 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の設置場所 (2) ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の概要 (3) 煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所 (4) 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更（同項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第 13 条第 1 項の規定による届出に係るばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。 （実施の制限） 第 17 条 第 13 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係るばい煙発生施設を設置し、又はその届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法の変更をしてはならない。 2 知事は、第 13 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。 （氏名の変更等の届出） 第 18 条 第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 13 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。 （承継） 第 19 条 第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙発生施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙発生施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。 2 第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係るばい煙発生施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該ばい煙発生施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。 3 前 2 項の規定により第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。 （一部改正〔平成 13 年条例 25 号〕） （ばい煙の排出の制限） 第 20 条 ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者（以下「ばい煙排出者」という。）は、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該	（氏名の変更等の届出） 第 7 条 条例第 18 条（条例第 30 条、第 41 条、第 57 条、第 67 条、第 84 条及び第 96 条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、条例第 13 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては様式第 4 号、施設の使用の廃止に係る場合にあっては様式第 5 号による届出書によってしなければならない。 （承継の届出） 第 8 条 条例第 19 条第 3 項（条例第 30 条、第 41 条、第 57 条、第 67 条、第 84 条及び第 96 条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第 6 号による届出書によってしなければならない。

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。 (改善命令等) 第 21 条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。 2 前項の規定は、一の施設がばい煙発生施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設において発生し、大気中に排出されるばい煙については、当該施設がばい煙発生施設となった日から 6 月間（当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、1 年間）は、適用しない。 (一部改正〔平成 23 年条例 38 号〕) (ばい煙量等の測定) 第 22 条 ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。 (一部改正〔平成 23 年条例 38 号〕)	(ばい煙量等の測定) 第 9 条 条例第 22 条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定並びにその結果の記録及び保存は、次に定めるところによる。 (1) いおう酸化物に係るばい煙量の測定は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙量が、温度が零度であつて、圧力が 1 気圧の状態に換算した状態で毎時 10 立方メートル以上のばい煙発生施設について、別表第 2 の 1 の備考に掲げるいおう酸化物に係るばい煙量の測定法により、2 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上行うこと。 (2) ばいじんに係るばい煙濃度の測定は、別表第 2 の 2 の備考に掲げる測定法により、2 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上（ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時 4 万立方メートル未満のばい煙発生施設に係る測定については、年 2 回以上（1 年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が 6 月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が 6 月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年 1 回以上）、別表第 1 の 5 の項に掲げる施設のうちガスを専焼させる施設に係る測定については、年 1 回以上）を行うこと。 (3) 第 3 条第 2 号から第 4 号までに掲げる有害物質（ふつ けい弗化珪素を除く。）に係るばい煙濃度の測定は、別表第 2 の 3 の備考に掲げる測定法により、2 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上（ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時 4 万立方

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
(事故時の措置) 第23条 ばい煙発生施設（大気汚染防止法第17条第1項の特定施設を除く。以下この条において同じ。）を設置している者は、当該ばい煙発生施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。 2 前項の場合においては、当該ばい煙発生施設を設置している者は、直ちに、その事故の状況を知事に通報しなければならない。ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第23条第1項の規定による通報をした場合は、この限りでない。 3 知事は、第1項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係るばい煙発生施設を設置している者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 第2節 粉じんに関する規制 (定義) 第24条 この節において「粉じん」とは、大気汚染防止法第2条第7項に規定する粉じんをいう。 2 この節において「一般粉じん」とは、大気汚染防止法第2条第8項に規定する一般粉じんをいう。 3 この節において「一般粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののう	メートル未満のばい煙発生施設に係る測定については、年2回以上（1年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が6月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が6月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年1回以上）行うこと。 (4) 前各号の測定の結果は、様式第7号によるばい煙量等測定記録表により記録し、その記録を3年間保存すること。ただし、計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた者から当該測定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙濃度の測定結果について証明する旨を記載した同法第110条の2の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもって、ばい煙量等測定記録表の記録に代えることができる。 （一部改正〔平成12年規則117号・23年27号〕） 第2節 粉じんに関する規制 (一般粉じん発生施設) 第10条 条例第24条第3項の規則で定める施設は、別表第3の中欄に掲げる施設であって、その規模がそれぞれ同表の右欄に該当するものとす

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
ち、その施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。 （一部改正〔平成 19 年条例 44 号〕） （一般粉じん発生施設の設置の届出） 第 25 条 一般粉じん発生施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。 （1） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 （2） 工場又は事業場の名称及び所在地 （3） 一般粉じん発生施設の種類 （4） 一般粉じん発生施設の構造 （5） 一般粉じん発生施設の使用及び管理の方法 2 前項の規定による届出には、一般粉じん発生施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。 （経過措置） 第 26 条 一の施設が一般粉じん発生施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、当該施設が一般粉じん発生施設となった日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、前条第 1 項に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。 （一般粉じん発生施設の構造等の変更の届出） 第 27 条 第 25 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 25 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 2 第 25 条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。 （基準遵守義務） 第 28 条 一般粉じん発生施設を設置している者は、当該一般粉じん発生施設について、規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければならない。 （基準適合命令等） 第 29 条 知事は、一般粉じん発生施設を設置している者が前条の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該一般粉じん発生施設について同条の基準に従うべきことを命じ、又は当該一般粉じん発生施設の使用の一時停止を命じることができる。	る。 第 11 条 削除 （〔平成 19 年規則 2 号〕） （一般粉じん発生施設の設置等の届出） 第 12 条 条例第 25 条第 1 項、第 26 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の規定による届出は、様式第 8 号による届出書によってしなければならない。 2 条例第 25 条第 2 項（条例第 26 条第 2 項及び第 27 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。 （1） 一般粉じんを処理し、又は一般粉じんの飛散を防止するための施設の配置図 （2） 一般粉じんの発生及び一般粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類 （一般粉じん発生施設の構造等に関する基準） 第 13 条 条例第 28 条の規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準は、別表第 4 に掲げるとおりとする。

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
2 第 21 条第 2 項の規定は、前項の規定による命令について準用する。 (準用) 第 30 条 第 18 条及び第 19 条の規定は、第 25 条第 1 項又は第 26 条第 1 項の規定による届出をした者について準用する。 第 31 条 削除 (〔平成 19 年条例 44 号〕) (粉じんの飛散防止) 第 32 条 事業者は、建築物の解体工事その他の事業活動に伴って発生する粉じんの飛散により周辺の生活環境を損なわないように必要な措置を講じなければならない。 第 5 章 水質の保全に関する規制等 第 1 節 排出水の排出の規制 (定義) 第 33 条 この章において「公共用水域」とは、水質汚濁防止法第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。 2 この節において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える污水又は廃液を排出する施設で規則で定めるものをいう。 (1) カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）第 2 条に定める物質（以下この節において「有害物質」という。）を含むこと。 (2) 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。 3 この節において「排出水」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。 4 この節において「污水等」とは、特定施設から排出される污水又は廃液をいう。 5 この節において「特定地下浸透水」とは、有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する特定事業場（以下「有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る污水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいう。 (一部改正〔平成 23 年条例 38 号〕) (排水基準)	第 14 条 削除 (〔平成 19 年規則 2 号〕) 第 4 章 水質の保全に関する規制等 (水質の汚濁に係る特定施設) 第 15 条 条例第 33 条第 2 項の規則で定める施設は、別表第 6 に掲げる施設とする。 (水の汚染状態を示す項目) 第 16 条 条例第 33 条第 2 項第 2 号の規則で定める項目は、水質汚濁防止法施行令第 3 条第 1 項に掲げる項目及びニッケル含有量とする。 (排水基準)

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
第 34 条 排水基準は、排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、規則で定める。 2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあっては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあっては、前条第 2 項第 2 号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。 （特定施設の設置の届出） 第 35 条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項（特定施設が有害物質使用特定施設に該当しない場合又は次条の規定に該当する場合にあっては、第 5 号に掲げる事項を除く。）を知事に届け出なければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種類 (4) 特定施設の構造 (5) 特定施設の設備 (6) 特定施設の使用の方法 (7) 汚水等の処理の方法 (8) 排出水の汚染状態及び量 (9) その他規則で定める事項 （一部改正〔平成 24 年条例 21 号〕） （有害物質使用特定施設の設置の届出） 第 36 条 工場又は事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 有害物質使用特定施設の種類 (4) 有害物質使用特定施設の構造 (5) 有害物質使用特定施設の使用の方法 (6) 汚水等の処理の方法 (7) 特定地下浸透水の浸透の方法 (8) その他規則で定める事項 第 36 条の 2 工場又は事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。ただし、第 35 条に規定する者が特定施設を設置しようとする場合又は前条に規定する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合は、この限りでない。	第 17 条 条例第 34 条第 1 項の規則で定める排水基準は、別表第 7 の中欄に掲げる物質の種類又は項目ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。 （水質の汚濁に係る特定施設の設置等の届出） 第 18 条 条例第 35 条から第 38 条までの規定による届出は、様式第 9 号による届出書によってしなければならない。 2 条例第 35 条第 9 号の規則で定める事項は、排出水に係る用水及び排水の系統とする。 3 条例第 36 条第 8 号の規則で定める事項は、特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統とする。 4 条例第 36 条の 2 第 6 号の規則で定める事項は、有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統とする。 （一部改正〔平成 24 年規則 40 号〕）

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 有害物質使用特定施設の構造 (4) 有害物質使用特定施設の設備 (5) 有害物質使用特定施設の使用の方法 (6) その他規則で定める事項 (追加〔平成 24 年条例 21 号〕) (経過措置) 第 37 条 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）であって排出水を排出し、若しくは特定地下浸透水を浸透させるもの又は一の施設が有害物質使用特定施設となった際現にその施設を設置している者（当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者を除き、設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日から 30 日以内に、それぞれ、規則で定めるところにより、前 3 条に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 (一部改正〔平成 24 年条例 21 号〕) (特定施設の構造等の変更の届出) 第 38 条 第 35 条から前条までの規定による届出をした者は、その届出に係る第 35 条第 4 号から第 9 号までに掲げる事項、第 36 条第 4 号から第 8 号までに掲げる事項又は第 36 条の 2 第 3 号から第 6 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 (一部改正〔平成 24 年条例 21 号〕) (計画変更命令等) 第 39 条 知事は、第 35 条若しくは第 36 条の規定による届出又は前条の規定による届出（第 35 条第 4 号若しくは第 6 号から第 9 号までに掲げる事項又は第 36 条第 4 号から第 8 号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）があった場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口（排出水を排出する場所をいう。以下同じ。）においてその排出水に係る排水基準に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして規則で定める要件に該当すると認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第 35 条若しくは第 36 条の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。 2 知事は、第 35 条若しくは第 36 条の 2 の規定に	(有害物質を含むものとしての要件) 第 19 条 条例第 39 条の規則で定める要件は、有害物質の種類ごとに水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号）第 6 条の 2 の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年環境庁告示第 39 号）により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする。 (一部改正〔平成 13 年規則 1 号〕)

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
よる届出又は前条の規定による届出（第 35 条第 4 号から第 9 号までに掲げる事項又は第 36 条の 2 第 3 号から第 6 号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）があった場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設が第 43 条の 2 の規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質使用特定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第 35 条若しくは第 36 条の 2 の規定による届出に係る有害物質使用特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。 （一部改正〔平成 24 年条例 21 号〕） （実施の制限） 第 40 条 第 35 条から第 36 条の 2 まで又は第 38 条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造、設備若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。 2 知事は、第 35 条から第 36 条の 2 まで又は第 38 条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。 （一部改正〔平成 24 年条例 21 号〕） （準用） 第 41 条 第 18 条及び第 19 条の規定は、第 35 条から第 37 条までの規定による届出をした者について準用する。 （一部改正〔平成 24 年条例 21 号〕） （排出水の排出の制限） 第 42 条 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。 （特定地下浸透水の浸透の制限） 第 43 条 有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む。）は、第 39 条の規則で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。 （有害物質使用特定施設に係る構造基準等の遵守義務） 第 43 条の 2 有害物質使用特定施設を設置している者（当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。第 45 条の 2 及び第 46 条第 3 項において同じ。）は、当該有害物質使用特定施設について、有害物	（有害物質使用特定施設に係る構造基準等） 第 19 条の 2 条例第 43 条の 2 の規則で定める基準は、次条から第 19 条の 6 までに定めるとおりとする。 （追加〔平成 24 年規則 40 号〕） （施設本体が設置される床面及び周囲の構造等）

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として規則で定める基準を遵守しなければならない。 (追加〔平成 24 年条例 21 号〕) (改善命令等) 第 44 条 知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。 2 前項の規定は、一の施設が特定施設となった際にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が特定施設となった日から 6 月間（当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、1 年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるときは、この限りでない。 第 45 条 知事は、第 43 条に規定する者が、第 39 条の規則で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる。 2 前項の規定は、一の施設が特定施設となった際にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から地下に浸透する水で当該施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものについては、当該施設が特定施設となった日から 6 月間（当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、1 年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既にその水が特定地下浸透水であるときは、この限りでない。 第 45 条の 2 知事は、有害物質使用特定施設を設置している者が第 43 条の 2 の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害物質使用特定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。 2 前項の規定は、第 43 条の 2 の基準の適用の際既に有害物質使用特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）に係る当該有害物質使用特定施設については、当該基準の適用の	第 19 条の 3 有害物質使用特定施設の本体（以下「施設本体」という。）が設置される床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び有害物質使用特定施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあっては、この限りでない。 (1) 施設本体が設置される床面及び周囲が、次のいずれにも適合すること。 ア 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。 イ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。 (2) 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 (追加〔平成 24 年規則 40 号〕) (配管等の構造等) 第 19 条の 4 有害物質使用特定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認できるようにするため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。 (1) 配管等を地上に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。 ア 配管等が、次のいずれにも適合すること。 (ア) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 (イ) 有害物質により容易に劣化するおそれがないこと。 (ウ) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が、設置される条件の下で腐食するおそれがないものである場合にあっては、この限りでない。 イ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように、配管等が、床面から離して設置されていること。 (2) 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。 ア 配管等が、次のいずれにも適合するトレンチの中に設置されていること。 (ア) 底面及び側面が、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によるも

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
日から6月間（当該有害物質使用特定施設が規則で定める施設である場合にあっては、1年間）は、適用しない。 （追加〔平成24年条例21号〕）	のであること。 （イ）底面の表面が、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されているものであること。 イ 配管等が、次のいずれにも適合すること。 （ア）有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 （イ）有害物質により容易に劣化するおそれがないこと。 （ウ）配管等の外面に、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が、設置される条件の下で腐食するおそれがないものである場合にあっては、この限りでない。 ウ ア又はイに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 （追加〔平成24年規則40号〕） （排水溝等の構造等） 第19条の5 有害物質使用特定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。）は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。 （1）排水溝等が、次のいずれにも適合すること。 ア 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。 イ 有害物質により容易に劣化するおそれがないこと。 ウ 排水溝等の表面が、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。 （2）前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 （追加〔平成24年規則40号〕） （使用の方法） 第19条の6 有害物質使用特定施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。 （1）有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。 （2）有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の有害物質使用特定施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。 （3）有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
(排水水の汚染状態の測定等) 第 46 条 排水水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、規則で定めるところにより、当該排水水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。 2 排水水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排水水の排出の方法を適切にしなければならない。 3 有害物質使用特定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設について、規則で定めるところにより、定期的に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。 (一部改正〔平成 23 年条例 38 号・24 年 21 号〕)	し、再利用するか、又は生活環境の保全上支障が生じないように適切に処理すること。 (4) 前 3 号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。 (追加〔平成 24 年規則 40 号〕) (排水水の汚染状態の測定) 第 20 条 条例第 46 条第 1 項の規定による排水水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定並びにその結果の記録及び保存は、次に掲げるところにより行うものとする。 (1) 排水水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第 9 号別紙 4 により届け出たものについては年 1 回以上、その他のものについては必要に応じて行うこと。 (2) 前号の測定は、別表第 7 備考に掲げる検定方法により行うこと。 (3) 特定地下浸透水の汚染状態の測定は、有害物質のうち、様式第 9 号別紙 8 により届け出たものについては年 1 回以上、その他のものについては必要に応じて行うこと。 (4) 前号の測定は、第 19 条の有害物質の種類ごとに環境大臣が定める検定方法により行うこと。 (5) 測定のための試料は、測定しようとする排水水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること。 (6) 第 1 号及び第 3 号の測定の結果は、様式第 10 号による水質測定記録表により記録すること。ただし、計量法第 107 条の登録を受けた者から同法第 110 条の 2 の証明書の交付を受けた場合（同法第 107 条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。）にあつては、水質測定記録表の採水者、分析者及び測定項目に係る事項（当該証明書に記載されたものに限る。）の記録を省略することができる。 (7) 前号の測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は前号ただし書に定める証明書（計量法第 107 条ただし書に定める者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。）とともに 3 年間保存すること。 (一部改正〔平成 13 年規則 1 号・23 年 27 号〕) (点検事項及び回数) 第 20 条の 2 条例第 46 条第 3 項の規定による点検のうち、有害物質使用特定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第 7 の 2 の左欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の右欄に掲げる回数で行うもの

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
(事故時の措置) 第 47 条 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質若しくは油（水質汚濁防止法施行令第 3 条の 4 で定める油をいう。以下この条において同じ。）を含む水若しくはその汚染状態が第 33 条第 2 項第 2 号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質若しくは油を含む水が当該特定事業場から地下に浸透した	とする。ただし、第 19 条の 3 第 2 号、第 19 条の 4 第 2 号ウ、第 19 条の 5 第 2 号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。 2 条例第 46 条第 3 項の規定による点検のうち、使用の方法に関する点検は、第 19 条の 6 第 4 号の管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、1 年に 1 回以上行うものとする。 3 条例第 46 条第 3 項の規定による点検により、有害物質使用特定施設に係る異常又は有害物質を含む水の漏えい等（以下「異常等」という。）が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講ずるものとする。 （追加〔平成 24 年規則 40 号〕） （点検結果の記録及び保存） 第 20 条の 3 条例第 46 条第 3 項の規定による結果の記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。 (1) 点検を行った有害物質使用特定施設の名称等 (2) 点検年月日 (3) 点検の方法及び結果 (4) 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名 (5) 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容 2 前項の結果の記録は、点検の日から 3 年間保存しなければならない。 3 条例第 46 条第 3 項の規定による点検によらず、異常等が確認された場合には、次に掲げる事項を記録するよう努めるものとする。 (1) 異常等が確認された有害物質使用特定施設の名称等 (2) 異常等を確認した年月日 (3) 異常等の内容 (4) 異常等を確認した者の氏名 (5) 補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容 4 前項に規定する記録は、異常等を確認した日から 3 年間保存するよう努めるものとする。 （追加〔平成 24 年規則 40 号〕）

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
ことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質若しくは油を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質若しくは油を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。ただし、水質汚濁防止法第 14 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定による届出がなされた場合は、この限りでない。 2 農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条に規定する農用地等をいう。）に貯油施設（油を貯蔵する施設をいう。）を設置する者は、当該貯油施設の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油施設から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。ただし、水質汚濁防止法第 14 条の 2 第 3 項の規定による届出がなされた場合は、この限りでない。 3 知事は、特定事業場の設置者が第 1 項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。 （一部改正〔平成 23 年条例 38 号〕） （地下水の水質の浄化に係る措置命令等） 第 48 条 知事は、特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するために必要な限度において、当該特定事業場の設置者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があった時において当該特定事業場の設置者であった者と異なる場合は、この限りでない。 2 前項本文に規定する場合において、知事は、同項の浸透があった時において当該特定事業場の設置者であった者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対しても、同項の措置をとることを命ずることができる。 3 特定事業場の設置者（特定事業場又はその敷地を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者を含む。）は、当該事業場について前項の規定による命令があったときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。 （一部改正〔平成 13 年条例 25 号〕）	（地下水の水質の浄化に係る措置命令等） 第 21 条 条例第 48 条第 1 項又は第 2 項の規定による命令は、地下水の水質の汚濁の原因となる有害物質を含む水の地下への浸透があった特定事業場の設置者又は設置者であった者及び当該浸透があったことにより地下水の流動の状況等を勘案してその水質の浄化のための措置が必要と認められる地下水の範囲を定めて行うものとする。 2 条例第 48 条第 1 項に規定する必要な限度は、地下水に含まれる有害物質の量について水質汚濁防止法施行規則別表第 2 の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げる基準値（以下「浄化基準」という。）を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点（以下「測定点」という。）において当該地下水に含まれる有害物質の量が浄化基準を超えないこととする。ただし、同項又は同条第 2 項の命令を 2 以上の特定事業場の設置者又は設置者であった者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者の特定事業場における有害物質を含む水の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる有害物質の量の削減目標（以下単に

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
第2節 生活排水対策の推進 第49条 何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、県又は市	「削減目標」という。)を達成することとする。 (1) 人の飲用に供せられ、又は供せられることが確実である場合(第2号から第4号までに掲げるものを除く。) 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口 (2) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業(同条第5項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。)、同条第4項に規定する水道用水供給事業又は同条第6項に規定する専用水道のための原水として取水施設より取り入れられ、又は取り入れられることが確実である場合 原水の取水施設の取水口 (3) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条第1項に規定する都道府県地域防災計画等に基づき災害時において人の飲用に供せられる水の水源とされている場合 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口 (4) 水質環境基準(有害物質に該当する物質に係るものに限る。)が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合地下水の公共用水域への湧出口に近接する井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口 3 条例第48条第1項の相当の期限は、第1項に規定する地下水の範囲、地下水の水質の汚濁の程度、地下水の水質の浄化のための措置に係る特定事業場の設置者又は設置者であった者の技術的又は経済的能力その他の事項を勘案して、人の健康を保護する観点から合理的な範囲内で定めるものとする。 4 第1項に規定する命令は、同項に規定する地下水の範囲、達成すべき浄化基準(同項の命令を2以上の特定事業場の設置者又は設置者であった者に対して行う場合にあっては、削減目標)、相当の期限その他必要な事項を記載した文書により、当該特定事業場の設置者又は設置者であった者に対して行うものとする。 (一部改正〔平成24年規則40号〕) (測定方法) 第22条 前条第2項に規定する浄化基準及び削減目標は、水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づく環境大臣が定める測定方法(平成8年環境庁告示第55号)により測定した場合における測定値によるものとする。 (一部改正〔平成13年規則1号〕)

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
町による生活排水（水質汚濁防止法第2条第9項に規定する生活排水をいう。以下同じ。）の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策（以下「生活排水対策」という。）の実施に協力しなければならない。 2 何人も、河岸、湖岸、海岸等において調理、野営等の活動を行うときは、調理に使用した油の回収等に心がけることにより、公共用水域に油、洗剤等を含む排水を排出することによる水質の汚濁の防止に努めなければならない。 3 生活排水を排出する者は、下水道が整備されており、又は整備されることとなる地域以外の地域においては、浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。）の設置又は集合処理施設（農業集落排水施設その他の複数の家庭から排出される生活排水を集合処理する施設をいう。）への接続を行うことにより、生活排水の適正な処理に努めなければならない。 4 市町は、生活排水対策として、公共下水道その他の公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設（以下「生活排水処理施設」という。）の整備、生活排水対策の啓発その他の生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない。 5 県は、生活排水対策に関する知識の普及、流域下水道その他の生活排水処理施設の整備及び浄化槽の普及その他の生活排水対策を推進する市町への必要な援助に努めなければならない。 6 前項に定めるもののほか、県は、生活排水対策に係る広域にわたる施策の実施及び市町が行う生活排水対策に係る施策の総合調整に努めなければならない。 （一部改正〔平成19年条例44号・23年38号〕） 第6章 騒音に関する規制 第1節 特定工場等に関する規制 （定義） 第50条 この節において「特定施設」とは、工場又は事業場（騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定された地域内にある同法第2条第2項の特定工場等を除く。以下この節において同じ。）に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって規則で定めるものをいう。 （一部改正〔平成12年条例69号〕） （規制基準） 第51条 規制基準は、特定施設を設置する工場又は事業場（以下この節において「特定工場等」という。）において発生する騒音について、規則で	第5章 騒音に関する規制 第1節 特定工場等に関する規制 （騒音に係る特定施設） 第23条 条例第50条の規則で定める施設は、別表第8に掲げる施設とする。 （騒音に係る特定工場等の規制基準） 第24条 条例第51条第1項の規定による規制基準は、別表第9に掲げるとおりとする。

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
定める。 2 前項の規制基準は、特定工場等において発生する騒音の当該特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度とする。 (規制基準の遵守義務) 第 52 条 特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。 (特定施設の設置の届出) 第 53 条 工場又は事業場（特定施設が設置されていないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種類ごとの数 (4) 騒音の防止の方法 (5) その他規則で定める事項 2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。 (経過措置) 第 54 条 一の施設が特定施設となった際現に工場又は事業場（その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、前条第 1 項に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。 (特定施設の変更等の届出) 第 55 条 第 53 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 53 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。 2 第 53 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、当該特定工場等に設置している特定施設以外の施設が特定施設となったときは、当該特定施設以外の施設が特定施設となった日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、第 53 条第 1 項に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 3 第 53 条第 2 項の規定は、前 2 項の規定による	(騒音に係る特定施設の設置等の届出) 第 25 条 条例第 53 条第 1 項又は第 54 条第 1 項の規定による届出は、様式第 11 号による届出書によってしなければならない。 2 条例第 53 条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 工場又は事業場の事業内容 (2) 常時使用する従業員数 (3) 特定施設の型式及び公称能力 (4) 特定施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻 3 条例第 53 条第 2 項（条例第 54 条第 2 項及び第 55 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、特定施設を設置する工場又は事業場及びその付近の見取図とする。 (騒音に係る特定施設の変更の届出) 第 26 条 条例第 55 条第 1 項の規定による届出は、条例第 53 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更の届出にあっては様式第 12 号、同項第 4 号に掲げる事項の変更の届出にあっては様式第 13 号による届出書によってしなければならない。 2 条例第 53 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更に係る届出書には、当該変更に係る特定施設の種類ごとに前条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項を記載しなければならない。 3 条例第 55 条第 1 項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。 (1) 条例第 53 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更にあっては、条例第 53 条第 1 項、第 54 条第 1 項又は第 55 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出に係る特定施設の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該特定施設の種類の

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
届出について準用する。 (計画変更勧告) 第 56 条 知事は、第 53 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。 (準用) 第 57 条 第 18 条及び第 19 条の規定は、第 53 条第 1 項又は第 54 条第 1 項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第 18 条中「第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項」とあるのは「第 53 条第 1 項又は第 54 条第 1 項」と、「第 13 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号」とあるのは「第 53 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号」と、「ばい煙発生施設」とあるのは「特定工場等に設置する特定施設のすべて」と、第 19 条中「第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項」とあるのは「第 53 条第 1 項又は第 54 条第 1 項」と、「ばい煙発生施設を譲り受け」とあるのは「特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け」と、「当該ばい煙発生施設」とあるのは「当該特定施設」と、「ばい煙発生施設を承継させる」とあるのは「特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継させる」と、「を承継した法人」とあるのは「のすべてを承継した法人」と読み替えるものとする。 (一部改正〔平成 13 年条例 25 号〕) (改善勧告及び改善命令) 第 58 条 知事は、特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。 2 知事は、第 56 条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又	係る直近の届出により届け出た数の 2 倍以内の数に増加する場合 (2) 条例第 53 条第 1 項第 4 号に掲げる事項の変更にあっては、その変更が当該特定施設を設置する工場又は事業場において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。 3 前2項の規定は、第54条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する特定施設となった日から3年間は、適用しない。ただし、その者が、第55条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。 (小規模の事業者に対する配慮) 第59条 知事は、小規模の事業者に対する第56条又は前条第1項若しくは第2項の規定の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。 第2節 特定作業に関する規制 (定義) 第60条 この節において「特定作業」とは、工場又は事業場で行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって規則で定めるものをいう。 (規制基準) 第61条 規制基準は、特定作業を行う工場又は事業場（以下この節において「特定作業工場等」という。）において発生する騒音について、規則で定める。 2 前項の規制基準は、特定作業工場等において発生する騒音の当該特定作業工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度とする。 (規制基準の遵守義務) 第62条 特定作業を行う者は、当該特定作業工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。 (特定作業の実施の届出) 第63条 特定作業を行おうとする者は、当該特定作業の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定作業の種類、方法及び時間 (4) 騒音の防止の方法 (5) その他規則で定める事項 2 前項の規定による届出には、当該特定作業を行う場所を示す書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。	第2節 特定作業に関する規制 (特定作業) 第27条 条例第60条の規則で定める作業は、別表第10に掲げる作業とする。 (特定作業に係る規制基準) 第28条 条例第61条第1項の規定による規制基準は、別表第9に掲げるとおりとする。 (特定作業の実施の届出) 第29条 条例第63条第1項又は第64条第1項の規定による届出は、様式第14号による届出書によってしなければならない。 2 条例第63条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 工場又は事業場の事業内容 (2) 常時使用する従業員数 3 条例第63条第2項（条例第64条第2項及び第65条第3項で準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、特定作業を行う工場又は事業場及びその付近の見取図とする。

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
(経過措置) 第 64 条 一の作業が特定作業となった際現に工場又は事業場（その作業以外の特定作業が行われていないものに限る。）においてその作業を行っている者は、当該作業が特定作業となった日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、前条第 1 項に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。 (特定作業の変更等の届出) 第 65 条 第 63 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 63 条第 1 項第 4 号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、その変更が当該特定作業工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わないときは、この限りでない。 2 第 63 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、当該特定作業工場等で行っている特定作業以外の作業が特定作業となったときは、当該特定作業以外の作業が特定作業となった日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、第 63 条第 1 項に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 3 第 63 条第 2 項の規定は、前 2 項の規定による届出について準用する。 (計画変更勧告) 第 66 条 知事は、第 63 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定作業工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定作業工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定作業を行う時間若しくは場所に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。 (準用) 第 67 条 第 18 条及び第 19 条の規定は、第 63 条第 1 項又は第 64 条第 1 項の規定による届出をした者について準用する。 (改善勧告及び改善命令) 第 68 条 知事は、特定作業工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定作業工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定作業を行っている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために	(特定作業の変更の届出) 第 30 条 条例第 65 条第 1 項の規定による届出は、様式第 15 号による届出書によってしなければならない。

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定作業を行う時間若しくは場所を変更すべきことを勧告することができる。 2 知事は、第 66 条又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定作業を行っているときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定作業を行う時間若しくは場所の変更を命ずることができる。 3 前 2 項の規定は、第 64 条第 1 項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定作業工場等については、同項に規定する特定作業となった日から 3 年間は、適用しない。ただし、その者が第 65 条第 1 項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から 30 日を経過したときは、この限りでない。 (小規模の事業者に対する配慮) 第 69 条 知事は、小規模の事業者に対する第 66 条又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。 第 3 節 特定建設作業に関する規制 (定義) 第 70 条 この節において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業（騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内における同法第 2 条第 3 項に規定する特定建設作業を除く。以下この節において同じ。）であって規則で定めるものをいう。 (特定建設作業の実施の届出) 第 71 条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の 7 日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類 (3) 特定建設作業の種類、場所、実施期間及び作業時間 (4) 騒音の防止の方法 (5) その他規則で定める事項 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 3 前 2 項の規定による届出には、当該特定建設	第 3 節 特定建設作業に関する規制 (騒音に係る特定建設作業) 第 31 条 条例第 70 条の規則で定める作業は、別表第 11 に掲げる作業とする。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。 (騒音に係る特定建設作業の実施の届出) 第 32 条 条例第 71 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出は、様式第 16 号による届出書によってしなければならない。 2 条例第 71 条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (2) 特定建設作業に使用される別表第 11 に規定する機械の名称、型式及び仕様 (3) 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (4) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 3 条例第 71 条第 3 項の規則で定める書類は、特

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。 (改善勧告及び改善命令) 第 72 条 知事は、特定建設作業に伴って発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに規則で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。 3 知事は、当該施設又は工作物に係る建設工事の工期が遅延することによって公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのあるときは、当該施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前 2 項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、生活環境の保全に十分留意しつつ、当該建設工事の実施に著しい支障を生じないように配慮しなければならない。 第 4 節 生活環境の静穏の保持 (生活環境への配慮) 第 73 条 県民は、その日常生活に伴って発生する騒音により周辺的生活環境を損なうことのないように配慮しなければならない。 (深夜の静穏保持) 第 74 条 何人も、深夜（午後 11 時から翌日午前 6 時までの間をいう。以下同じ。）においては、相当数の住居が集合している区域及びその周辺において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。 (深夜の騒音に係る営業時間の制限命令等) 第 75 条 知事は、飲食店営業その他の規則で定める営業に係る深夜における騒音（音響機器音、楽器音その他客の出入に伴う騒音を含む。以下この条において同じ。）が規則で定める基準に適合しないことによりその騒音を発生する場所の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、営業時間の制限又は騒音の防止の方法の改善を命ず	定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものとする。 (騒音に係る特定建設作業の基準) 第 33 条 条例第 72 条第 1 項の規則で定める基準は、別表第 12 に掲げるとおりとする。 第 4 節 生活環境の静穏の保持 (深夜の騒音に係る規制を受ける営業) 第 34 条 条例第 75 条の規則で定める営業は、飲食店営業及びボーリング場営業とする。 (深夜営業に係る騒音の基準) 第 35 条 条例第 75 条の規則で定める基準は、別表第 9 の表の左欄に掲げる区域の区分ごとに同表の右欄の夜間の欄に掲げるとおりとする。

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
ることができる。 (拡声機の使用制限) 第 76 条 何人も、拡声機を使用する場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、拡声機の使用の方法、使用の時間及び音量について規則で定める事項を遵守しなければならない。 (1) 病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域であつて、規則で定める区域において、商業宣伝を目的として拡声機を使用するとき。 (2) 商業宣伝を目的として航空機（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 1 項に規定する航空機をいう。）から機外に向けて拡声機を使用するとき。 (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、屋外において又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用するとき（広報その他の公共の目的のために拡声機を使用するとき、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）に基づく選挙運動のために拡声機を使用するときその他商業宣伝以外の目的のために拡声機を使用する場合であつて規則で定めるときを除く。）。 2 知事は、前項の規定に違反して拡声機を使用することにより、当該拡声機を使用する場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該行為を行っている者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、拡声機の使用の停止その他必要な措置をとることを命ずることができる。 第 7 章 振動に関する規制 第 1 節 特定工場等に関する規制 (定義) 第 77 条 この節において「特定施設」とは、工場又は事業場（振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内にある同法第 2 条第 2 項の特定工場等を除く。以下この節において同じ。）に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であつて規則で定めるものをいう。 (一部改正〔平成 12 年条例 69 号〕) (規制基準) 第 78 条 規制基準は、特定施設を設置する工場又	(拡声機の使用に係る遵守事項) 第 36 条 条例第 76 条第 1 項の規則で定める事項は、別表第 13 に掲げるとおりとする。 (拡声機の使用制限区域) 第 37 条 条例第 76 条第 1 項第 1 号の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートル以内の区域とする。 (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの（以下「病院等」という。） (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（以下「学校」という。） (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所（以下「保育所」という。） (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。） (5) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館（以下「図書館」という。） (6) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。） (一部改正〔平成 13 年規則 30 号・18 年 60 号・27 年 52 号〕) (拡声機の使用制限の特例) 第 38 条 条例第 76 条第 1 項第 3 号の規則で定めるときは、祭礼、盆踊り、運動会その他これらに類する一時的行事のために使用するときとする。 第 6 章 振動に関する規制 第 1 節 特定工場等に関する規制 (振動に係る特定施設) 第 39 条 条例第 77 条の規則で定める施設は、別表第 14 に掲げる施設とする。 (振動に係る特定施設の規制基準) 第 40 条 条例第 78 条第 1 項の規定による規制基準

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
は事業場（以下この節において「特定工場等」という。）において発生する振動について、規則で定める。 2 前項の規制基準は、特定工場等において発生する振動の当該特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度とする。 （規制基準の遵守義務） 第 79 条 特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。 （特定施設の設置の届出） 第 80 条 工場又は事業場（特定施設が設置されていないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種類及び能力ごとの数 (4) 振動の防止の方法 (5) 特定施設の使用の方法 (6) その他規則で定める事項 2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。 （経過措置） 第 81 条 一の施設が特定施設となった際現に工場又は事業場（その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、前条第 1 項に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。 （特定施設の変更等の届出） 第 82 条 第 80 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 80 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。 2 第 80 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、当該特定工場等に設置している特定施設以外の施設が特定施設となったときは、当該特定施設以外の施設が特定施設となった日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、第 80	は、別表第 15 に掲げるとおりとする。 （振動に係る特定施設の設置等の届出） 第 41 条 条例第 80 条第 1 項又は第 81 条第 1 項の規定による届出は、様式第 17 号による届出書によってしなければならない。 2 条例第 80 条第 1 項第 6 号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 工場又は事業場の事業内容 (2) 常時使用する従業員数 (3) 特定施設の型式 3 条例第 80 条第 2 項（条例第 81 条第 2 項及び第 82 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、特定施設を設置する工場又は事業場及びその付近の見取図とする。 （振動に係る特定施設の変更の届出） 第 42 条 条例第 82 条第 1 項の規定による届出は、条例第 80 条第 1 項第 3 号又は第 5 号に掲げる事項の変更の届出にあっては様式第 18 号、同項第 4 号に掲げる事項の変更の届出にあっては様式第 19 号による届出書によってしなければならない。 2 条例第 82 条第 1 項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。 (1) 条例第 80 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更にあっては、条例第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項又は第 82 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出に係る特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
条例第1項に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 3 第80条第2項の規定は、前2項の規定による届出について準用する。 (計画変更勧告) 第83条 知事は、第80条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。 (準用) 第84条 第18条及び第19条の規定は、第80条第1項又は第81条第1項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第18条中「第13条第1項又は第14条第1項」とあるのは「第80条第1項又は第81条第1項」と、「第13条第1項第1号若しくは第2号」とあるのは「第80条第1項第1号若しくは第2号」と、「ばい煙発生施設」とあるのは「特定工場等に設置する特定施設のすべて」と、第19条中「第13条第1項又は第14条第1項」とあるのは「第80条第1項又は第81条第1項」と、「ばい煙発生施設を譲り受け」とあるのは「特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け」と、「当該ばい煙発生施設」とあるのは「当該特定施設」と、「ばい煙発生施設を承継させる」とあるのは「特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継させる」と、「を承継した法人」とあるのは「のすべてを承継した法人」と読み替えるものとする。 (一部改正〔平成13年条例25号〕) (改善勧告及び改善命令) 第85条 知事は、特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。 2 知事は、第83条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法の改善又は特定施設の使用	(2) 条例第80条第1項第4号に掲げる事項の変更にあつては、その変更が当該特定施設を設置する工場又は事業場において発生する振動の大きさの増加を伴わない場合 (3) 条例第80条第1項第5号に掲げる事項の変更にあつては、当該特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。 3 前2項の規定は、第81条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する特定施設となった日から3年間は、適用しない。ただし、その者が、第82条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。 (小規模の事業者に対する配慮) 第86条 知事は、小規模の事業者に対する第83条又は前条第1項若しくは第2項の規定の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。 第2節 特定建設作業に関する規制 (定義) 第87条 この節において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業（振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内における同法第2条第3項に規定する特定建設作業を除く。以下この節において同じ。）であって規則で定めるものをいう。 (特定建設作業の実施の届出) 第88条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類 (3) 特定建設作業の種類、場所、実施期間及び作業時間 (4) 振動の防止の方法 (5) その他規則で定める事項 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 3 前2項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。 (改善勧告及び改善命令) 第89条 知事は、特定建設作業に伴って発生する振動が規則で定める基準に適合しないことにより	第2節 特定建設作業に関する規制 (振動に係る特定建設作業) 第43条 条例第87条の規則で定める作業は、別表第16に掲げる作業とする。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。 (振動に係る特定建設作業の実施の届出) 第44条 条例第88条第1項又は第2項の規定による届出は、様式第20号による届出書によってしなければならない。 2 条例第88条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (2) 特定建設作業に使用される別表第16に規定する機械の名称、型式及び仕様 (3) 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (4) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 3 条例第88条第3項の規則で定める書類は、特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものである。 (振動に係る特定建設作業の基準) 第45条 条例第89条第1項の規則で定める基準は、別表第17に掲げるとおりとする。

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
その特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。 3 知事は、当該施設又は工作物に係る建設工事の工期が遅延することによって公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのあるときは、当該施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前2項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、生活環境の保全に十分留意しつつ、当該建設工事の実施に著しい支障を生じないよう配慮しなければならない。 第8章 悪臭に関する規制 (定義) 第90条 この章において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい悪臭を発生する施設であって規則で定めるものをいう。 (特定施設の設置の届出) 第91条 特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種類 (4) 特定施設の構造 (5) 特定施設の使用の方法 (6) 悪臭の防止の方法 2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。 (経過措置) 第92条 一の施設が特定施設になった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。	第7章 悪臭に関する規制 (悪臭に係る特定施設) 第46条 条例第90条の規則で定める施設は、別表第18に掲げる施設とする。 (悪臭に係る特定施設の設置等の届出) 第47条 条例第91条第1項、第92条第1項又は第93条第1項の規定による届出は、様式第21号による届出書によってしなければならない。 2 条例第91条第2項(条例第92条第2項及び第93条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。 (1) 悪臭を処理し、又は防止するための施設の配置図 (2) 悪臭の発生及び悪臭の処理に係る操業の系統の概要を説明する書類 (3) 特定施設を設置する工場又は事業場及びその付近の見取図

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
(特定施設の変更の届出) 第 93 条 第 91 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 91 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、当該変更に係る 30 日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 2 第 91 条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。 (基準遵守義務) 第 94 条 特定施設を設置する者は、当該特定施設について、規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準（以下この章において「規制基準」という。）を遵守しなければならない。 (計画変更勧告) 第 95 条 知事は、第 91 条第 1 項又は第 93 条第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設を設置する者が規制基準を遵守しないことによりその工場又は事業場の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、基準に従うよう計画を変更すべきことを勧告することができる。 (準用) 第 96 条 第 18 条及び第 19 条の規定は、第 91 条第 1 項又は第 92 条第 1 項の規定による届出をした者について準用する。 (基準適合勧告及び基準適合命令) 第 97 条 知事は、特定施設を設置する者が規制基準を遵守しないことによりその工場又は事業場の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該工場又は事業場を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、基準に従うべきことを勧告することができる。 2 知事は、第 95 条又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、基準に従うべきことを命ずることができる。 3 前 2 項の規定は、第 92 条第 1 項の規定による届出をした者の当該届出に係る工場又は事業場については、同項に規定する特定施設となった日から 1 年間は、適用しない。ただし、その者が第 93 条第 1 項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から 30 日を経過したときは、この限りでない。	(悪臭に係る特定施設の構造等に関する基準) 第 48 条 条例第 94 条の規則で定める構造並びに使用及び管理に関する規準は、別表第 19 に掲げるとおりとする。

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
(小規模の事業者に対する配慮) 第 98 条 知事は、小規模の事業者に対する第 95 条又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。 第 9 章 土壌の汚染に関する規制 (農用地の土壌の汚染の防止等のための勧告) 第 99 条 知事は、農用地（農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）第 2 条第 1 項に規定する農用地をいう。以下この条において同じ。）の土壌が現に汚染されている地域及び農用地の土壌の汚染のおそれがある地域において第 11 条第 2 項に規定するばい煙発生施設、第 24 条第 3 項に規定する一般粉じん発生施設又は第 33 条第 2 項に規定する特定施設を設置する者に対し、当該地域における農用地の土壌の汚染の状態を改善するために必要な限度において、第 4 章及び第 5 章に定める規制措置のほか、必要な措置を勧告することができる。 第 10 章 屋外における燃焼行為の制限 (屋外における燃焼行為の制限) 第 100 条 事業者は、燃焼の際ばい煙、悪臭等を発生するおそれのあるゴム、合成樹脂、油、紙、木材その他の規則で定める物を規則で定める基準によらず、屋外において燃焼させてはならない。ただし、規則で定める燃焼行為は、この限りでない。 2 事業者以外の者及び前項ただし書の燃焼行為を行う事業者は、前項に定める物を屋外においてみだりに燃焼させてはならない。	第 8 章 屋外における燃焼行為の制限 (屋外における燃焼行為の制限) 第 49 条 条例第 100 条第 1 項の規則で定める物は、次に掲げるとおりとする。 (1) ゴム (2) 合成樹脂 (3) 油（有機溶剤を含む。） (4) 紙 (5) 木材（伐採木及び木の枝を含む。） (6) 皮革 (7) 布 (8) 厨芥類 2 条例第 100 条第 1 項の規則で定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 7 に規定する構造を有する焼却施設を用いて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 3 条第 2 号イの規定に基づく環境大臣の定める焼却の方法（平成 9 年厚生省告示第 178 号）に規定する方法により焼却することとする。 3 条例第 100 条第 1 項の規則で定める燃焼行為は、次に掲げるとおりとする。 (1) 農林業者（日本標準産業分類表に定める農業（園芸サービス業を除く。）又は林業を営む者をいう。）が、農業又は林業の作業に伴って行う燃焼行為（ゴム、合成樹脂又は油を含まないものに限る。） (2) 防災訓練又は消防訓練に伴う燃焼行為 (3) 地域的慣習による催事又は宗教上の儀式行事に伴う燃焼行為

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
(屋外における燃焼行為の中止等の勧告等) 第 101 条 知事は、前条第 1 項の規定に違反する行為が行われていることによりその周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該行為を行っている者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、当該行為の中止又は施設の改善その他必要な措置をとることを勧告することができる。 2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。 第 11 章 自動車等の使用に伴う環境への負荷の低減 (施策の推進) 第 102 条 県は、市町、事業者、県民及び関係機関と連携して、環境への負荷が少ない自動車等（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車及び同条第 3 項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）への転換、自動車等の合理的な使用による交通量の抑制、道路環境の改善その他の自動車等の運行に伴う環境への負荷を低減するための総合的な施策を推進することに努めるものとする。 (一部改正〔平成 19 年条例 44 号〕) (環境への負荷が少ない自動車等の購入等) 第 103 条 自動車等を購入し、又は使用しようとする者は、排出ガスを排出しない自動車等、排出ガスの排出量が少ない自動車等その他の環境への負荷が少ない自動車等を購入し、又は使用するよう努めなければならない。 (自動車等の効率的な使用等) 第 104 条 自動車等を使用し、又は所有する者は、輸送効率の向上を図ること、公共の交通機関の利用を図ること等により自動車等の走行量を抑制するように努めるとともに、自動車等の必要な整備及び適正な運転を行うことにより、環境への負荷の低減に努めなければならない。 (自動車等の駐車時の原動機の停止) 第 105 条 自動車等を運転する者は、自動車等の駐車（自動車等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（人の乗降のための停止を除く。）、又は自動車等が停止し、かつ、当該自動車等の運転をする者がその自動車等を離れて直ちに運転することができ	(一部改正〔平成 13 年規則 1 号〕) 第 9 章 自動車等の使用に伴う環境への負荷の低減 (〔平成 15 年規則 8 号〕) (自動車等の駐車時の原動機の停止を要しない場合) 第 50 条 条例第 105 条第 1 項第 6 号の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。 (1) 傷病者の救護のために自動車等の原動機を当該自動車等の客室内の冷房又は暖房を行うための装置の動力として使用する場合 (2) 災害時において自動車等の給電装置を使用

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
ない状態にあることをいう。以下同じ。)をする場合には、当該自動車等の原動機を停止しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の規定により自動車等を停止しなければならない場合 (2) 交通の混雑その他道路又は交通の状況により自動車等を停止させる場合 (3) 当該自動車等が、乗合自動車（同法第 27 条第 1 項に規定する乗合自動車をいう。）又は道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 13 条第 1 項各号に掲げる自動車である場合 (4) 自動車等の原動機を貨物の冷蔵装置その他の附属装置（自動車等の客室内の冷房又は暖房を行うための装置を除く。）の動力として使用する場合 (5) 運転を始める前に自動車等の原動機を暖めるために当該原動機を稼働させる場合 (6) 前各号に掲げる場合のほか、自動車等の原動機を停止できないことについてやむを得ない事情があるものとして規則で定める場合 2 自動車等の駐車のための施設を管理する者は、当該施設を利用する者が、当該施設内で自動車等を駐車する場合は、当該自動車等の原動機を停止するように指導しなければならない。 第 12 章 化学物質の適正な管理の推進 （情報の収集及び提供等） 第 106 条 県は、生活環境の保全等に影響を及ぼすおそれのある化学物質に関する情報を収集し、適切に提供するように努めるものとする。 2 県は、国及び市町と連携して、前項の化学物質による環境の汚染の状況を把握するための調査の実施に努めるものとする。 （一部改正〔平成 19 年条例 44 号〕） （排出の抑制に関する施策の推進） 第 107 条 県は、前条第 1 項の化学物質であって知事が指定するもの（以下この章において「指定化学物質」という。）の製造、使用、処理、保管等を行う事業者が自主的に指定化学物質の適正な管理を行うことを促進するための指針の策定その他の指定化学物質の排出の抑制に関する施策の推進に努めるものとする。 （指定化学物質の適正管理等） 第 108 条 事業者は、その事業活動における指定化学物質の排出が抑制されるように、その適正な管理に努めるとともに、県が実施する指定化学物質の排出の抑制に関する施策に協力しなければならない。	するために当該自動車等の原動機を稼働させる場合 （〔令和 5 年規則 22 号〕）

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
第 13 章 資源の循環的利用等の推進 (県の責務) 第 109 条 県は、県、市町、事業者及び県民が、それぞれの立場において廃棄物の減量及び資源の循環的な利用（以下「資源の循環的利用等」という。）を推進するため、廃棄物の減量及び資源化の目標並びにその目標を達成するためのそれぞれの役割と行動を示した計画の策定その他の必要な施策の実施に努めるものとする。 (一部改正〔平成 19 年条例 44 号〕) (市町の責務) 第 110 条 市町は、県の実施する施策とあいまって、資源の循環的利用等に関し、必要な施策の実施に努めなければならない。 (一部改正〔平成 19 年条例 44 号〕) (事業者の責務) 第 111 条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる廃棄物を分別して排出し、再利用し、及び再生利用することに努めなければならない。 2 事業者は、その事業活動を行うに当たって、再生資源を用いた製品の利用に努めるとともに、資源の循環的利用等に配慮した製品の開発、製造、販売等に努めなければならない。 3 事業者は、県又は市町が実施する資源の循環的利用等に関する施策に協力しなければならない。 (一部改正〔平成 19 年条例 44 号〕) (県民の責務) 第 112 条 県民は、その日常生活において、廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、その日常生活に伴って生ずる廃棄物を分別して排出し、再生資源を用いた製品を利用すること等に努めなければならない。 2 県民は、県又は市町が実施する資源の循環的利用等に関する施策に協力しなければならない。 (一部改正〔平成 19 年条例 44 号〕) 第 14 章 削除 (〔平成 15 年条例 38 号〕) 第 113 条から第 115 条まで 削除 (〔平成 15 年条例 38 号〕) 第 15 章 雑則 (意見の聴取) 第 116 条 知事は、次に掲げる場合は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 43 条の規定により設置された静岡県環境審議会の意見を聴かなければ	第 51 条 削除 (〔平成 15 年規則 8 号〕) 第 10 章 雑則 (届出書の提出部数等) 第 52 条 条例の規定による届出は、届出書の正本にその写し 2 通を添えてしなければならない。 2 ばい煙発生施設又は一般粉じん発生施設について

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
ならない。 (1) 第 11 条第 2 項に規定するばい煙発生施設を定めるとき。 (2) 第 12 条第 1 項の排出基準を定めるとき。 (3) 第 24 条第 3 項に規定する一般粉じん発生施設を定めるとき。 (4) 第 28 条又は第 94 条の構造並びに使用及び管理に関する基準を定めるとき。 (5) 第 33 条第 2 項、第 50 条、第 77 条又は第 90 条に規定する特定施設を定めるとき。 (6) 第 34 条第 1 項の排水基準を定めるとき。 (7) 第 51 条、第 61 条又は第 78 条の規制基準を定めるとき。 (8) 第 60 条に規定する特定作業を定めるとき。 (9) 第 70 条又は第 87 条に規定する特定建設作業を定めるとき。 (10) 第 72 条第 1 項又は第 89 条第 1 項の基準を定めるとき。 (報告及び検査) 第 117 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、ばい煙等を発生し、排出し、飛散させ、若しくは浸透させる施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場若しくは事業場、建設工事の現場等に立ち入り、ばい煙等を発生する等の施設その他の物件を検査させることができる。 (1) 第 11 条第 2 項に規定するばい煙発生施設を設置する者 (2) 第 24 条第 3 項に規定する一般粉じん発生施設を設置する者 (3) 第 33 条第 3 項の特定事業場の設置者又は設置者であった者 (4) 第 77 条に規定する特定施設を設置する者 (5) 第 87 条に規定する特定建設作業を伴う建設工事を施工する者 (6) 第 50 条又は第 90 条に規定する特定施設を設置する者 (7) 第 60 条に規定する特定作業を実施する者 (8) 第 70 条に規定する特定建設作業を伴う建設工事を施工する者 (9) 第 75 条の規則で定める営業を行う者 (10) 第 76 条の規定により拡声機の使用の制限を受ける者 (11) 第 100 条第 1 項の規則で定める物を屋外において燃焼させている事業者 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (一部改正〔平成 15 年条例 38 号〕)	ての条例の規定による届出は、当該施設ごとに行うものとする。ただし、2 以上のばい煙発生施設又は 2 以上の一般粉じん発生施設にあっては、当該 2 以上のばい煙発生施設又は一般粉じん発生施設が同一の工場又は事業場に設置されているものであり、かつ、その種類（別表第 1 又は別表第 3 の項ごとの区分をいう。）が同一である場合に限り、当該種類ごとに 1 の届出書によって届出をすることができる。 (一部改正〔平成 12 年規則 58 号〕) 第 53 条 削除 (〔令和 4 年規則 5 号〕) (立入検査の身分証明書) 第 54 条 条例第 117 条第 2 項の証明書の様式は、様式第 23 号のとおりとする。

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
第 118 条 削除 (〔平成 12 年条例 34 号〕) (規則への委任) 第 119 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 第 16 章 罰則 第 120 条 第 16 条、第 21 条第 1 項、第 39 条、第 44 条第 1 項、第 45 条第 1 項、第 45 条の 2 第 1 項、第 48 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 85 条第 2 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。 (一部改正〔平成 24 年条例 21 号・令和 6 年条例 45 号〕) 第 121 条 第 58 条第 2 項又は第 97 条第 2 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の拘禁刑又は 10 万円以下の罰金に処する。 (一部改正〔令和 6 年条例 45 号〕) 第 122 条 第 23 条第 3 項、第 29 条第 1 項又は第 47 条第 3 項の規定による命令に違反した者は、6 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金に処する。 (一部改正〔令和 6 年条例 45 号〕) 第 123 条 第 13 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 35 条から第 36 条の 2 まで又は第 38 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3 月以下の拘禁刑又は 20 万円以下の罰金に処する。 (一部改正〔平成 24 年条例 21 号・令和 6 年条例 45 号〕) 第 124 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。 (1) 第 80 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第 89 条第 2 項の規定による命令に違反した者 第 125 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。 (1) 第 14 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 27 条第 1 項若しくは第 37 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第 17 条第 1 項又は第 40 条第 1 項の規定に違反した者 (3) 第 22 条又は第 46 条第 1 項若しくは第 3 項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者 (4) 第 117 条第 1 項の規定による報告をせず、	

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した同項第1号から第3号までに掲げる者 (一部改正〔平成23年条例38号・24年21号〕) 第125条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。 (1) 第81条第1項、第82条第1項若しくは第2項若しくは第88条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第117条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した同項第4号又は第5号に掲げる者 (追加〔平成23年条例38号〕) 第126条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。 (1) 第53条第1項又は第91条第1項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第68条第2項、第72条第2項、第75条又は第76条第2項の規定による命令に違反した者 第127条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。 (1) 第54条第1項、第55条第1項若しくは第2項、第63条第1項、第64条第1項、第65条第1項若しくは第2項、第71条第1項、第92条第1項又は第93条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第117条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した同項第6号から第11号までに掲げる者 (一部改正〔平成15年条例38号〕) 第128条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第120条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第10章の規定は平成11年10月1日から、第14章の規定は平成12年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 第43条及び第45条第1項の規定は、この条例の施行の際現に有害物質使用特定施設を設置して	附 則 (施行期日) 1 この規則は、条例の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。ただし、第8章の規定は平成11年10月1日から、第9章の規定は平成12年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正前の静岡県公害防止条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第28条の規定は、平成11年9月30日までの間は、なおその効力を有する。 3 この規則の施行の際現に水質の汚濁に係る特定施設を設置している者（設置の工事をしている者

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
いる者（設置の工事をしている者を含む。）の特定事業場から浸透する第 33 条第 5 項に規定する特定地下浸透水については、この条例の施行の日から 6 月間は、適用しない。 3 特定事業場における第 33 条第 5 項の有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透のうちこの条例の公布の日前にあったものについては、当該浸透の時ににおける当該特定事業場の設置者（相続又は合併によりその地位を承継した者を含む。）がこの条例の公布の日まで引き続き当該特定事業場の設置者である場合を除き、第 48 条第 1 項及び第 2 項の規定は、適用しない。 4 静岡県公害防止条例（昭和 46 年静岡県条例第 3 号。以下「旧条例」という。）第 49 条及び第 50 条の規定は、平成 11 年 9 月 30 日までの間は、なおその効力を有する。 5 この条例の施行前に旧条例の規定（第 49 条及び第 50 条を除く。）によってした処分、手続その他の行為及び第 10 章の規定の施行前に旧条例第 49 条及び第 50 条の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例によってしたものとみなす。 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則（平成 12 年 3 月 21 日条例第 34 号抄） （施行期日） 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成 12 年 12 月 26 日条例第 69 号） この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。 附 則（平成 13 年 3 月 28 日条例第 25 号） この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成 15 年 3 月 20 日条例第 38 号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成 19 年 3 月 20 日条例第 44 号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成 23 年 7 月 22 日条例第 38 号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成 24 年 3 月 23 日条例第 21 号）	を含む。以下同じ。）の当該施設を設置している工場又は事業場に係る排出水の鉛及びその化合物又は砒素及びその化合物による汚染状態についての条例第 34 条第 1 項の排水基準については、この規則の施行の日から 6 月間は、改正後の静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第 17 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。 4 PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1，2－ジクロロエタン、1，1－ジクロロエチレン、シス－1，2－ジクロロエチレン、1，1，1－トリクロロエタン、1，1，2－トリクロロエタン、1，3－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、窒素含有量並びに燐含有量についての改正後の規則第 17 条に規定する排水基準に関する条例第 42 条の規定は、この規則の施行の際現に水質の汚濁に係る特定施設を設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、この規則の施行の日から 6 月間は、適用しない。 5 この規則の施行の際改正前の規則の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている届出書等は、改正後の規則の相当する様式により提出された届出書等とみなす。 6 この規則の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。 附 則（平成 12 年 3 月 31 日規則第 58 号） 1 この規則中目次の改正規定、第 52 条の改正規定、第 53 条の改正規定及び第 55 条の改正規定は平成 12 年 4 月 1 日から施行し、その他の改正規定は公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際改正前の静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている届出書等は、改正後の静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則の相当する様式により提出された届出書等とみなす。 3 この規則の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。 附 則（平成 12 年 9 月 29 日規則第 117 号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 改正後の静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第 8 の 1 の項(5)に掲げる施設（改正前の静岡県

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
(施行期日) 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成24年5月規則第39号で、同24年6月1日から施行) (経過措置) 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の静岡県生活環境の保全等に関する条例第35条の規定によりされている届出は、この条例による改正後の静岡県生活環境の保全等に関する条例(以下「新条例」という。)第35条の規定によりされた届出とみなす。 3 この条例の施行の際現に工場又は事業場において新条例第33条第5項に規定する有害物質使用特定施設(以下「有害物質使用特定施設」という。)を設置している者(新条例第35条又は第36条の規定に該当する場合を除き、設置の工事をしている者を含む。)は、この条例の施行の日から30日以内に、規則で定めるところにより、第36条の2各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 4 前項の規定による届出をした者は、新条例第37条の規定による届出をした者とみなす。 5 附則第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。 7 この条例の施行の際現に有害物質使用特定施設を設置している者(新条例第36条の規定に該当する場合を除き、設置の工事をしている者を含む。)については、この条例の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、新条例第39条第2項、第43条の2及び第45条の2の規定は、適用しない。 8 前項の規定に該当する者に対する新条例第45条の2第2項の規定の適用については、同項中「第43条の2の基準の適用」とあるのは、「第43条の2の基準の適用(静岡県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例(平成24年静岡県条例第21号)の施行の日から起算して3年を経過することにより同条の規定が適用されることとなった場合を除く。)」とする。 (規則への委任) 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。	生活環境の保全等に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)別表第8の1の項(5)に掲げる施設に該当するものを除く。)で、この規則の施行の日から起算して30日以内にその設置の工事が開始されたものについては、静岡県生活環境の保全等に関する条例(平成10年静岡県条例第44号)第53条第1項及び第55条第1項の規定は、適用しない。 3 この規則の施行の際改正前の規則様式第23号により交付されている身分証明書は、改正後の規則様式第23号により交付された身分証明書とみなす。 4 この規則の施行の際改正前の規則様式第23号により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。 附 則(平成13年1月5日規則第1号抄) 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。 附 則(平成13年3月30日規則第30号抄) (施行期日) 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。 附 則(平成15年3月20日規則第8号) この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の第1項の付表備考の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。 附 則(平成18年1月27日規則第2号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成18年10月1日規則第60号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成19年3月20日規則第2号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成22年9月28日規則第33号) この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の3の備考1の改正規定(「のうちオルトリジン法又は連続分析法」を削る部分に限る。)は、平成22年10月1日から施行する。 附 則(平成23年7月22日規則第27号)

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
	この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成 24 年 5 月 29 日規則第 40 号） （施行期日） 1 この規則は、静岡県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（平成 24 年静岡県条例第 21 号）の施行の日（平成 24 年 6 月 1 日）から施行する。 （平成 27 年 5 月 31 日までの間の有害物質使用特定施設の点検に係る経過措置） 2 この規則の施行の際現に設置されている有害物質使用特定施設（設置の工事がされているものを含む。）のうち、この規則による改正後の静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第 19 条の 2 から第 19 条の 6 までに規定する基準に適合しない部分に係る静岡県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例による改正後の静岡県生活環境の保全等に関する条例（以下「新条例」という。）第 46 条第 3 項の規定による点検については、この規則の施行の日から平成 27 年 5 月 31 日までの間は、新規則別表第 7 の 2 の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の右欄に掲げる回数で行うものとする。 <次の表：P47 参照> 3 この規則の施行の際現に設置されている有害物質使用特定施設（設置の工事がされているものを含む。）のうち、新規則第 19 条の 2 から第 19 条の 6 までに規定する基準に適合しない部分（附則第 4 項、第 6 項及び第 8 項に規定する基準に適合する部分に限る。）に係る第 46 条第 3 項の規定による点検については、前項の規定にかかわらず、それぞれ附則第 5 項、第 7 項及び第 9 項の表の左欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の右欄に掲げる回数で行うものとする。 （平成 27 年 6 月 1 日以降における施設本体の床面及び周囲の構造等に係る基準等の経過措置） 4 この規則の施行の際現に設置されている施設本体（設置の工事がされているものを含む。）が設置されている床面及び周囲のうち、この規則の施行の際新規則第 19 条の 3 に定める基準に適合しないものに係る平成 27 年 6 月 1 日以降の基準については、当該床面及び周囲が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、同条の規定を適用しない。 (1) 床面及び周囲が、次のいずれにも適合すること。 ア 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
	設本体の接する床面が新規則第 19 条の 3 第 1 号アの基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第 19 条の 3 に規定する基準に適合すること。 イ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。 (2) 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が新規則第 19 条の 3 第 1 号アの基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第 19 条の 3 に規定する基準に適合すること。 5 前項の場合において、新条例第 46 条第 3 項の規定による点検については、新規則別表第 7 の 2 の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の右欄に掲げる回数で行うものとする。 <次の表：P48 参照> (平成 27 年 6 月 1 日以降における配管等の構造等に係る経過措置) 6 この規則の施行の際現に設置されている配管等（設置の工事がされているものを含む。）のうち、この規則の施行の際新規則第 19 条の 4 に定める基準に適合しないものに係る平成 27 年 6 月 1 日以降の基準については、当該配管等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、同条の規定を適用しない。 (1) 配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいが目視により確認できるように設置されていること。 (2) 配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次のいずれかに適合すること。 ア トレンチの中に設置されていること。 イ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。 ウ ア又はイと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 7 前項の場合において、新条例第 46 条第 3 項の規定による点検については、新規則別表第 7 の 2 の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の右欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第 2 号ウに適合する場合は、講じられた措置に応じ、

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
	適切な事項及び回数で行うものとする。 <次の表：P48 参照> （平成 27 年 6 月 1 日以降における排水溝等の構造等に係る基準等の経過措置） 8 この規則の施行の際現に設置されている排水溝等（設置の工事がされているものを含む。）のうち、この規則の施行の際新規則第 19 条の 5 に定める基準に適合しないものに係る平成 27 年 6 月 1 日以降の基準については、当該排水溝等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、同条の規定を適用しない。 (1) 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。 (2) 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 9 前項の場合において、新条例第 46 条第 3 項の規定による点検については、新規則別表第 7 の 2 の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の右欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第 2 号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。 <次の表：P49 参照> （その他の経過措置） 10 附則第 4 項から第 9 項までの規定は、この規則の施行の日以降に新条例第 37 条の規定による届出がされた有害物質使用特定施設について準用する。 11 この規則の施行の際現に設置されている有害物質使用特定施設（設置の工事がされているものを含む。）のうち新規則第 19 条の 6 第 4 号の管理要領が定められていないものに係る新条例第 46 条第 3 項の規定による点検については、この規則の施行の日から平成 27 年 5 月 31 日までの間は、新規則第 20 条の 2 第 2 項中「第 19 条の 6 第 4 号の管理要領からの逸脱の有無及びこれ」とあるのは「有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業」とする。 12 静岡県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例附則第 3 項の規定による届出は、新規則様式第 9 号の例による届出書を提出して行うものとする。 13 この規則の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
	附 則（平成 27 年 6 月 23 日規則第 52 号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成 30 年 8 月 31 日規則第 48 号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和元年 7 月 1 日規則第 4 号） 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）の施行の日（令和元年 7 月 1 日）から施行する。 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。 附 則（令和 3 年 3 月 26 日規則第 5 号） 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。 附 則（令和 4 年 3 月 29 日規則第 5 号） （施行期日） 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行の日前にされた改正前の静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第 53 条の届出に係る受理書の交付については、なお従前の例による。 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により提出されている協議書は、改正後の静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則の相当する様式により提出された協議書とみなす。 4 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。 附 則（令和 5 年 3 月 29 日規則第 22 号） この規則は、公布の日から施行する。 <u>附 則（令和 7 年 6 月 24 日規則第 58 号）</u>

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
	<u>この規則は、公布の日から施行する。</u>

附 則（平成 24 年 5 月 29 日規則第 40 号）

第 2 項 「次の表」

有害物質使用特定施設の構造又は当該施設の設備の種類	点検を行う事項	点検の回数
1 有害物質使用特定施設の本体（以下「施設本体」という。）が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1 月に 1 回以上
2 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1 年に 1 回以上
	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1 年に 1 回以上
3 有害物質使用特定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6 月に 1 回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6 月に 1 回以上
4 配管等（地下に設置されている場合に限る。）	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい又は地下への浸透（以下「漏えい等」という。）の有無	1 年に 1 回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
5 有害物質使用特定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。）	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1 月に 1 回以上。ただし、目視が困難な場合において、目視以外の方法による排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
	排水溝等の内部の水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1 年に 1 回以上。ただし、排水溝等の内部の水の水位の変動の確認以外の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。

静岡県生活環境の保全等に関する条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則
-------------------	-----------------------

第5項 「次の表」

有害物質使用特定施設の構造又は当該施設の設備の種類	点検を行う事項	点検の回数
1 施設本体が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上
2 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上。ただし、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うものとする。

第7項 「次の表」

有害物質使用特定施設の構造又は当該施設の設備の種類	点検を行う事項	点検の回数
1 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上
2 配管等（前項第2号アに適合する場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上
	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
3 配管等（前項第2号イに適合する場合に限る。）	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上

第9項 「次の表」

有害物質使用特定施設の構造又は当該施設の設備の種類	点検を行う事項	点検の回数
排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上

別表第 1（第 4 条関係）

ばい煙発生施設

	施 設
1	パルプ又は紙の製造業における硫化物の製造の用に供するいおう燃焼施設
2	アルミニウム又はアルミニウム合金の用に供する溶解炉及び溶融めっき施設
3	鉛又は鉛合金の用に供する溶融めっき施設及び溶射施設
4	弗 ^ふ 化炭 ^{たん} 化水素又は弗 ^ふ 素系合成樹脂の製造の用に供する反応施設
5	食料品又は飲料の製造の用に供する直接加熱型の湯煮施設（熱源として電気を使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガス（以下「希硫ガス」という。）を燃料として専焼させるものを除く。）であって、火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。）が1平方メートル以上のもの又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のもの
6	塩素又は塩素系のガスを使用する漂白施設

別表第2（第5条関係）

（一部改正〔平成15年規則8号・19年2号・22年33号・23年27号〕）

ばい煙の排出基準

1 硫黄酸化物の排出基準

硫黄酸化物の排出基準は、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} He^2$$

注

- (1) qは、硫黄酸化物の量（温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）をいう。
- (2) Kは、付表の中欄に掲げる地域ごとに同表の右欄に掲げる値をいう。
- (3) Heは、次の算式により補正された排出口の高さをいう。

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288 \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1))$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式においては、He、Ho、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

He 補正された排出口の高さ（単位 メートル）

Ho 排出口の実高さ（単位 メートル）

Q 温度15度における排出ガス量（単位 立方メートル毎秒）

V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T 排出ガスの温度（単位 絶対温度）

- (4) 硫黄酸化物の排出基準は、別表第1の項に掲げる施設であって、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1の中欄に該当するものについては、適用しない。

付表

	地 域	Kの値
1	富士宮市、富士市、富士郡芝川町、庵原郡富士川町及び同郡蒲原町の地域	7.59
2	清水市及び庵原郡由比町の地域	9.34
3	前2項に掲げる地域以外の地域	22.2

備考

- 1 この表の右欄に掲げる数値を適用して算出される硫黄酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算定される硫黄酸化物の量として表示されたものとする。

- (1) 規格K0103に定める方法により硫黄酸化物濃度を、規格Z8808に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法

- (2) 規格K2301、規格K2541-1から規格K2541-7まで又は規格M8813に定める方法により燃料の硫黄含有率を、規格Z8762-1から規格Z8762-4までに定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法

- (3) 大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省、通商産業省令第1号）別表第1の備考3に定める方法により測定する方法

- 2 この表に掲げる区域は、平成15年3月31日における行政区画によって表示されたものとする。

2 ばいじんの排出基準

ばいじんの排出基準は、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次の表の中欄に掲げる施設ごとに同表の右欄に掲げるばいじんの量とする。

	施 設	ばいじんの量
1	別表第1の5の項に掲げる施設のうち、重油又はガスを専焼させるもの	0.30グラム
2	別表第1の5の項に掲げる施設のうち、石炭（1キログラム当たり発熱量5,000キロカロリー以下のものに限る。）を燃焼させるもの	0.80グラム
3	別表第1の5の項に掲げる施設のうち、前2項に掲げるものの以外のもの	0.40グラム
備考		
1 この表の右欄に掲げるばいじんの量は、規格Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。		
2 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。		

3 有害物質の排出基準

有害物質の許容限度は、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次の表の第2欄に掲げる有害物質の種類及び同表の第3欄に掲げる施設ごとに同表の第4欄に掲げる有害物質の量とする。

	有害物質の種類	施 設	有害物質の量
1	塩 素	別表第1の2の項及び6の項に掲げる施設	30ミリグラム
2	塩 化 水 素	別表第1の2の項及び4の項に掲げる施設	80ミリグラム
3	フッ素及びフッ化水素	別表第1の2の項に掲げる施設	3ミリグラム
4	鉛及びその化合物	別表第1の3の項に掲げる施設	10ミリグラム
備考			
1 この表の第4欄に掲げる有害物質の量は、1の項に掲げるものにあつては規格K0106に定める方法により測定される量として、2の項に掲げるものにあつては規格K0107に定める方法により測定される量として、3の項に掲げるものにあつては規格K0105に定める方法によりフッ素として測定される量として、4の項に掲げるものにあつては規格Z8808に定める方法により採取し、規格K0083に定める方法により鉛として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は、含まれないものとする。			
2 有害物質の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。			

別表第3（第10条関係）

一般粉じん発生施設

	施 設	規 模
1	鉱物、岩石又はセメントの用に供する破碎機及び摩砕機（湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上75キロワット未満であること。
2	鉱物、岩石又はセメントの用に供するふるい（湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上15キロワット未満であること。
3	木材チップ又は木粉の堆積場	面積が1,000平方メートル以上であること。
4	木材チップ又は木粉の用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア（密閉式のものを除く。）	ベルトコンベアにあってはベルトの幅が75センチメートル以上のも、バケットコンベアにあってはバケットの内容積が0.03立方メートル以上であること。
5	木材チップの風送施設（木材チップの製造の用に供するものを除く。）	
6	穀物用製粉機	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。
7	石灰製品の製造の用に供する消化施設	
8	打綿機	
9	金属製品又は木製品の製造の用に供する乾式研摩機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上であること。
10	木材加工用の帯のこ盤、丸のこ盤及びかんな盤	原動機の定格出力が2.25キロワット以上であること。
11	金属製品又は木製品の製造の用に供する吹付塗装施設	
12	別珍又はコールテンの仕上施設	

別表第4（第13条関係）

（一部改正〔令和4年規則5号〕）

一般粉じん発生施設の構造等に関する基準

次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に当該施設が設置されていること。
- (2) 当該施設にフード及び集じん機が設置されていること。
- (3) 当該施設に散水設備が設置されていること。
- (4) 当該施設が防じんカバーでおおわれていること。
- (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

別表第5 削除

（〔平成19年規則2号〕）

別表第 6（第15条関係）

水質の汚濁に係る特定施設	
	施 設
1	アスファルトプラントの廃ガス洗浄施設
2	非鉄金属製造業の用に供する次に掲げる施設 (1) 銅又は銅合金の用に供する圧延施設 (2) アルミニウム、アルミニウム合金、亜鉛又は亜鉛合金の用に供するダイカストマシン
3	ゴム製品製造業の用に供する混練施設
4	ニッケルめっきの用に供する電気めっき施設

別表第 7（第17条関係）

（一部改正〔平成13年規則 1 号・27年52号・令和 7 年58号〕）

排水基準		
	物質の種類又は項目	許 容 限 度
1	水質汚濁防止法施行令第 2 条に規定する物質	左欄の物質の種類ごとに排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第 1 の下欄に掲げる許容限度
2	水質汚濁防止法施行令第 3 条第 1 項に規定する項目	左欄の項目ごとに排水基準を定める省令別表第 2 の下欄に掲げる許容限度
3	ニッケル含有量 （単位 1 リットルにつきミリグラム）	2
備考		
1 この表に掲げる排水基準は、次に掲げる方法により検定した場合における検出値によるものとする。 (1) ニッケル含有量 規格K0102-3の18・3、18・4又は18・5に定める方法 (2) その他の種類又は項目 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める方法		
2 この表の 3 の項に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。		
3 別表第 6 の 4 の項に掲げる施設については、1 の項及び 2 の項は適用しない。		

別表第 7 の 2（第20条の 2 関係）

（追加〔平成24年規則40号〕）

有害物質使用特定施設に係る点検事項及び回数		
有害物質使用特定施設の構造又は当該施設の設備の種類	点検を行う事項	点検の回数
1 施設本体が設置される床面及び周囲（第19条の 3 ただし書に規定する場合を除く。）	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1 年に 1 回以上
	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1 年に 1 回以上
2 施設本体が設置される床面及び周囲（第19条の 3 ただし書に規定する場合に限る。）	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	1 月に 1 回以上

	3 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
		施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
	4 配管等（第19条の4第1号に規定するものに限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
		配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
	5 配管等（第19条の4第2号アに規定するものに限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
		配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
		トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	6 配管等（第19条の4第2号イに規定するものに限る。）	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第62条の5の3に規定する地下埋設配管であって消防法（昭和23年法律第186号）第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合又は配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上行う場合にあっては、3年）に1回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
	7 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年（排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の点検を1月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上行う場合にあっては、3年）に1回以上

別表第8（第23条関係）

（一部改正〔平成12年規則117号〕）

騒音に係る特定施設

施 設		規 模 能 力
1	金 属 加 工 機 械	(1) 圧延機械
		(2) 製管機械
		(3) ベンディングマシン（ロール式の ものに限る。）
		(4) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
		(5) 機械プレス
		(6) せん断機
		(7) 鍛造機
		(8) ワイヤーフォーミングマシン
		(9) プラスト（タンブラスト以外のもの であって、密閉式のものを除く。）
		(10) タンブラー
		(11) 旋盤
		(12) ボール盤
		(13) 平削り盤
		(14) 型削り盤
		(15) 高速切断機
		(16) 研摩機（工具用研摩機を除く。）
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上 のもの
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級 機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上 のもの
4	繊維機械	(1) 織機（原動機を用いるものに限 る。）
		(2) 紡績機械
		(3) 撚糸機
		(4) 製紐機 ^{ちゅう}
5	建設用資材 製造機械	(1) コンクリートプラント
		(2) アスファルトプラント
6	穀物用製粉機（ロール式のものに限る。）	原動機の定格出力が3.75キロワット以上 のもの
7	木 材 加 工 機 械	(1) ドラムバーカー
		(2) チッパー
		(3) 碎木機
		(4) 帯のご盤
		(5) 丸のご盤
		(6) かな盤
8	製 紙 機 械 及び紙加工 機械	(1) 抄紙機
		(2) トイレットペーパーリワインダー
		(3) コルゲートマシン
		(4) 紙ひもより機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳造型機	
12	クーリングタワー	原動機の定格出力が0.75キロワット以上 のもの
13	集じん施設	

14	冷凍機（圧縮機を用いるものに限る。）	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの
備考 この表に掲げる施設には、航空自衛隊浜松基地及び航空自衛隊静浜基地内に設置される施設を含まないものとする。		

別表第9（第24条・第28条関係）

（一部改正〔平成23年規則27号〕）

特定工場等及び特定作業工場等において発生する騒音の規制基準

特定施設を設置し、又は特定作業を行う工場又は事業場に係る騒音の規制基準は、当該工場又は事業場の敷地の境界線において、次の表の左欄に掲げる区域の区分ごとに同表の右欄の時間の区分ごとに掲げる値とする。

区域の区分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
	午前8時から午後6時まで	午前6時から午前8時まで 午後6時から午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

備考

- 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する病院等、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。
- 第1種区域と第3種区域又は第2種区域と第4種区域がその境界線を接している場合における当該境界線から当該第3種区域及び第4種区域内へ30メートル以内の区域における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。
- 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域は、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域についてはそれぞれ騒音規制法第4条第1項の規定により第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域として定められた区域とし、その他の地域についてはそれぞれ次の表のとおりとする。

第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域及び知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域
第2種区域	第1種区域、第3種区域及び第4種区域以外の区域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに知事がこれらに準ずる地域と認めて指定する地域並びに工業港区以外の分区（用途地域内の区域を除く。）
第4種区域	工業地域及び工業専用地域並びに知事がこれらに準ずる地域と認めて指定する地域並びに工業港区（用途地域内の区域を除く。）

備考

この表において、用途地域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められたそれぞれの地域を、分区及び工業港区とは港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により定められたそれぞれの区域をいう。

- デシベルとは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 騒音の測定方法は、当分の間、規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

別表第10（第27条関係）

特定作業

	作 業
1	厚さ0.5ミリメートル以上の材料を用いて行う板金又は製缶の作業
2	鉄骨又は橋りょうの組立ての作業
3	鋼製船舶の建造又は修理の作業
備考 この表に掲げる作業には、航空自衛隊浜松基地及び航空自衛隊静浜基地内で行う作業を含まないものとする。	

別表第11（第31条関係）

（一部改正〔平成13年規則 1 号〕）

騒音に係る特定建設作業

	作 業
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
備考 1 この表に掲げる作業には、航空自衛隊浜松基地及び航空自衛隊静浜基地内で行う作業を含まないものとする。 2 6の項から8の項までに掲げる作業のうち、騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）別表第2第6号、第7号及び第8号の規定に基づく一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー（平成9年環境庁告示第54号）別表に規定する機械を使用する作業を含まないものとする。	

別表第12（第33条関係）

騒音に係る特定建設作業の基準

特定建設作業に係る騒音の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、この基準は、(1)の基準を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業について条例第72条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令を行うに当たり、(3)本文の規定にかかわらず、1日における作業時間を(3)に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

(1) 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85デシベルを超える大きさのものでないこと。

(2) 特定建設作業の騒音が夜間（付表の1の項に掲げる区域にあっては午後7時から翌日の午前7時までの時間、付表の2の項に掲げる区域にあっては午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。ウからオまでにおいて同じ。）において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

ウ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合

エ 道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合

オ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合

- (3) 特定建設作業の騒音が、当該特定建設作業の場所において、付表の1の項に掲げる区域にあっては1日10時間、付表の2の項に掲げる区域にあっては1日14時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

- (4) 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

- (5) 特定建設作業の騒音が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

ウ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

エ 構内以外の場所から伝送される電気を変成し、これを構内以外の場所に伝送するため、又は構内以外の場所から伝送される電圧5万ボルト以上の電気を変成するために設置する変圧器その他の電気工作物の総合体（以下「変電所」という。）の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

オ 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

カ 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

備考

- 1 デシベルとは、別表第9の表の備考4に定めるところによる。
- 2 騒音の測定は、別表第9の表の備考5に定めるところによる。
- 3 騒音の測定方法は、別表第9の表の備考6に定めるところによる。

付表

1	別表第9の表の左欄に掲げる第1種区域、第2種区域及び第3種区域並びに第4種区域のうち病院等、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
2	前項に掲げる区域以外の区域

別表第13（第36条関係）

拡声機の使用に係る遵守事項

条例第76条第1項第1号に該当するとき。	(1) 拡声機の使用は、午前10時から午後6時までの間に限ること。 (2) 拡声機の連続する1回の使用時間は、10分以内とし、次の使用までに10分以上休止すること。 (3) 拡声機から発生する音量は、拡声機から10メートル離れた位置（10メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地の境界線）において、次の表の左欄に掲げる区域の区分ごとに同表の右欄に掲げる程度を超えないこと。 <table data-bbox="742 504 1200 649"> <tr> <td>第1種区域</td><td>50デシベル</td></tr> <tr> <td>第2種区域</td><td>55デシベル</td></tr> <tr> <td>第3種区域</td><td>65デシベル</td></tr> <tr> <td>第4種区域</td><td>70デシベル</td></tr> </table>	第1種区域	50デシベル	第2種区域	55デシベル	第3種区域	65デシベル	第4種区域	70デシベル
第1種区域	50デシベル								
第2種区域	55デシベル								
第3種区域	65デシベル								
第4種区域	70デシベル								
条例第76条第1項第2号に該当するとき。	拡声機の使用は、日曜日及び国民の祝日以外の日の午前10時から午後6時までの間に限ること。								
条例第76条第1項第3号に該当するとき。	(1) 商業宣伝を目的とする拡声機の使用は、午前10時から午後8時までの間に限ること。 (2) 拡声機から発生する音量は、拡声機から10メートル離れた位置（10メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地の境界線）において、次の表の左欄に掲げる区域の区分ごとに同表の右欄に掲げる程度を超えないこと。 <table data-bbox="742 958 1200 1104"> <tr> <td>第1種区域</td><td>55デシベル</td></tr> <tr> <td>第2種区域</td><td>60デシベル</td></tr> <tr> <td>第3種区域</td><td>70デシベル</td></tr> <tr> <td>第4種区域</td><td>75デシベル</td></tr> </table>	第1種区域	55デシベル	第2種区域	60デシベル	第3種区域	70デシベル	第4種区域	75デシベル
第1種区域	55デシベル								
第2種区域	60デシベル								
第3種区域	70デシベル								
第4種区域	75デシベル								
備考 1 区域の区分は、別表第9の表の備考3に定めるところによる。 2 デシベルとは、別表第9の表の備考4に定めるところによる。 3 騒音の測定は、別表第9の表の備考5に定めるところによる。 4 騒音の測定方法は、別表第9の表の備考6に定めるところによる。									

別表第14（第39条関係）

振動に係る特定施設

	施設		規模能力
1	金属加工機械	(1) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）	
		(2) 機械プレス	
		(3) せん断機	原動機の定格出力が1キロワット以上のもの
		(4) 鍛造機	
		(5) ワイヤフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5キロワット以上のもの
2	圧縮機（一定の限度を超えない大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示（令和4年環境省告示52号）第2条に規定する圧縮機を除く。）		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの
4	織機（原動機を用いるものに限る。）		
5	コンクリート機械	(1) コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のもの
		(2) コンクリート管製造機械	原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のもの
		(3) コンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のもの
6	木材加工機械	(1) ドラムバーカー	
		(2) チッパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のもの
7	印刷機械		原動機の定格出力が2.2キロワット以上のもの
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く。）		原動機の定格出力が30キロワット以上のもの
9	合成樹脂用射出成形機		
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）		
備考			
この表に掲げる施設には、航空自衛隊浜松基地及び航空自衛隊静浜基地に設置される施設を含まないものとする。			

別表第15（第40条関係）

特定工場等において発生する振動の規制基準

特定施設を設置する工場又は事業場に係る振動の規制基準は、当該工場又は事業場の敷地の境界線において次の表の左欄に掲げる区域の区分ごとに同表の右欄の時間の区分ごとに掲げる値とする。

区域の区分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
	午前8時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前8時まで
第1種区域の1	60デシベル	55デシベル
第1種区域の2	65デシベル	55デシベル
第2種区域の1	70デシベル	60デシベル
第2種区域の2	70デシベル	65デシベル

備考

- 1 病院等、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。
- 2 第1種区域の1、第1種区域の2、第2種区域の1及び第2種区域の2は、振動規制法第3条第1項の規定に基づき指定された地域についてはそれぞれ振動規制法第4条第1項の規定に基づき第1種区域の1、第1種区域の2、第2種区域の1及び第2種区域の2として定められた区域とし、その他の地域についてはそれぞれ別表第9の表の備考3の表に定められた第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とする。
- 3 デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 4 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 5 振動の測定方法は、次のとおりとする。

- (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

- ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
- イ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所
- ウ 温度、電気、磁気等の外因条件の影響を受けない場所

- (2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正值を減ずるものとする。

指示値の差	補正值
3デシベル	3デシベル
4デシベル	2デシベル
5デシベル	
6デシベル	1デシベル
7デシベル	
8デシベル	
9デシベル	

- 6 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

別表第16（第43条関係）

振動に係る特定建設作業	
	作 業
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
備考 この表に掲げる作業には、航空自衛隊浜松基地及び航空自衛隊静浜基地内で行う作業を含まないものとする。	

別表第17（第45条関係）

振動に係る特定建設作業の基準

特定建設作業に係る振動の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、この基準は、(1)の基準を超える大きさの振動を発生する特定建設作業について条例第89条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令を行うに当たり、(3)本文の規定にかかわらず、1日における作業時間を(3)に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

- (1) 特定建設作業の振動が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75デシベルを超える大きさのものでないこと。
- (2) 特定建設作業の振動が、夜間（付表の1の項に掲げる区域にあつては午後7時から翌日の午前7時までの時間、付表の2の項に掲げる区域にあつては午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。ウからオまでにおいて同じ。）において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。
 - ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - ウ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - エ 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合
 - オ 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合
- (3) 特定建設作業の振動が、当該特定建設作業の場所において、付表の1の項に掲げる区域にあつては1日10時間、付表の2の項に掲げる区域にあつては1日14時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。
 - ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- (4) 特定建設作業の振動が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。
 - ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- (5) 特定建設作業の振動が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。
 - ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - ウ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う

必要がある場合

- エ 変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合
- オ 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- カ 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

備考

- 1 デシベルとは、別表第15の表の備考3に定めるところによる。
- 2 振動の測定は、別表第15の表の備考4に定めるところによる。
- 3 振動の測定方法は、別表第15の表の備考5に定めるところによる。
- 4 振動レベルの決定は、別表第15の表の備考6に定めるところによる。

付表

1	別表第15の表の左欄に掲げる第1種区域の1、第1種区域の2及び第2種区域の1並びに第2種区域の2のうち病院等、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
2	前項に掲げる区域以外の区域

別表第18（第46条関係）

悪臭に係る特定施設

	施 設
1	セロファン製膜施設
2	アスファルト含滲しん紙又はコールタール含滲しん紙の製造の用に供する連続式含滲しん施設
3	パルプ又は紙の製造の用に供する蒸解施設
4	調味料の製造又は穀物の加工の用に供する乾燥施設
5	合成樹脂又はホルムアルデヒドの製造の用に供する反応施設
6	有機顔料の製造の用に供する反応施設
7	木材チップの堆積場であって、面積が1,000平方メートル以上のもの
8	動物系の飼料若しくは肥料又はそれらの原料の製造の用に供する次に掲げる施設 (1) 蒸煮施設 (2) 湯煮施設 (3) 真空濃縮施設 (4) 乾燥施設
9	鶏舎であって面積が400平方メートル以上のもの及び豚舎であって面積が150平方メートル以上のもの
10	サイズの製造の用に供する反応施設

別表第19（第48条関係）

悪臭に係る特定施設の構造並びに使用及び管理に関する基準

- (1) 当該施設に脱臭装置が設置されていること。
- (2) 当該施設に防臭のための薬剤が散布されていること。
- (3) 当該施設が防臭カバーでおおわれていること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか当該施設を設置する工場又は事業場において発生する悪臭を防止するための有効な措置が講じられていること。